

令和5年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 5 年 3 月 7 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 (開 議)	令和5年3月7日	午前9時29分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 真 紀 5番 先 山 哲 子 7番 木 谷 慎一郎 9番 木口屋 修 三 11番 山 田 勝 男	2番 久 保 安 正 4番 黒 田 孝 6番 高 田 好 子 8番 澤 美 穂 10番 辰 己 圭 一 13番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	12番 高 岡 進	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こども未来創造部長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 水 口 洋 司 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 大 津 和 之

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 伊 東 良 隆</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局 主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 2 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>承認第 1 号 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について</p> <p>議案第 1 号 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）</p> <p>議案第 2 号 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 3 号 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 4 号 令和 5 年度三郷町一般会計予算</p> <p>議案第 5 号 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第 6 号 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</p> <p>議案第 7 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 8 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 9 号 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 10 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計予算</p> <p>議案第 11 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算</p> <p>議案第 12 号 三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p>議案第 13 号 三郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について</p> <p>議案第 14 号 三郷町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について</p> <p>議案第 15 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第 16 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 17 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 18 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 19 号 三郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について</p>

令和 5 年 第 1 回 (3 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 3 月 7 日

午前 9 時 2 9 分開議

日 程

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 同意第 1 号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 第 4 | 同意第 2 号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 同意第 3 号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 7 | 承認第 1 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分について |
| 第 8 | 議案第 1 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算 (第 9 号) |
| 第 9 | 議案第 2 号 | 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 1 0 | 議案第 3 号 | 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 1 1 | 議案第 4 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計予算 |
| 第 1 2 | 議案第 5 号 | 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第 1 3 | 議案第 6 号 | 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 |
| 第 1 4 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 1 5 | 議案第 8 号 | 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計予算 |
| 第 1 6 | 議案第 9 号 | 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 1 7 | 議案第 1 0 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計予算 |
| 第 1 8 | 議案第 1 1 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算 |
| 第 1 9 | 議案第 1 2 号 | 三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 第 2 0 | 議案第 1 3 号 | 三郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 第 2 1 | 議案第 1 4 号 | 三郷町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 第 2 2 | 議案第 1 5 号 | 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第 2 3 | 議案第 1 6 号 | 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する |

- る条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 三郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 0 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 1 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 2 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 0 議案第 2 3 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 財産の取得について
- 第 3 2 報告第 1 号 令和 4 年度 F S S 3 5 キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第 3 3 提案理由の説明
- 第 3 4 発議第 1 号 三郷町議会委員会条例の一部改正について
- 第 3 5 発議第 2 号 三郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 3 6 一般質問

開 会 午前 9 時 2 9 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、高岡 進議員より欠席届が提出されており、受理していますので、ご報告申し上げます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 5 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 3 号によりまして、令和 5 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2020 年 1 月に日本で初めて新型コロナ感染者が確認されてからというもの、我々はマスクを手放すことのできない生活を強いられ、互いの顔の半分が隠れた状態でのコミュニケーションを余儀なくされてきました。そして、丸 3 年が経過し、今月 1 3 日からようやくマスクの着用は個人の判断に委ねられることとなりました。現在も感染者は日々全国で発生しており、感染防止対策に予断を許さない状況ではありますが、今回のマスク着用の緩和は、3 年もの間、人々の間に常にあった不安と緊張感を、ほんの少し和らげてくれるのではないかと期待するところです。

そのような中、町民の皆様が安心して毎日を過ごしていただけるよう、この後ご説明いたします新年度予算における主要な施策を中心に、幅広い事業を積極的に取り組んでまいり所存ですので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 3 件、諮問案件 1 件、承認案件 1 件、議決案件 2 4 件、報告案件 1 件の計 3 0 件であります。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、4番、黒田 孝議員、5番、先山哲子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月16日
までの10日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第3、「同意第1号、副町長の選任につき同意を求める
ことについて」から、日程第32、「報告第1号、令和4年度FSS35キャンパ
スサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の契約金額変更
に係る専決処分の報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

日程第 5 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 7 承認第 1号 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第8号）の専
決処分について

日程第 8 議案第 1号 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第9号）

日程第 9 議案第 2号 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

日程第10 議案第 3号 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3
号）

日程第11 議案第 4号 令和5年度三郷町一般会計予算

日程第12 議案第 5号 令和5年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計

予算

- 日程第 1 3 議案第 6 号 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 日程第 1 4 議案第 7 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 5 議案第 8 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 6 議案第 9 号 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 三郷町個人情報保護に関する法律施行条例の制定
について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 三郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 三郷町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税
の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基
準に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関
する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 三郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関す
る協議について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 財産の取得について
- 日程第 3 2 報告第 1 号 令和 4 年度 F S S 3 5 キャンパスサテライトオフィ
ス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の契約金
額変更に係る専決処分の報告について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第33、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、令和5年度の予算編成方針について私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、5月には新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる予定であり、さらなる経済活動の活発化に期待するところでもあります。しかし、その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等による日常生活に密接なエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退懸念が高まるなど、依然として深刻な状況となっております。

このような中、国において「物価高騰克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、物価高騰・賃上げへの取り組み、円安を生かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、「新しい資本主義」の加速、国民の安全・安心の確保の四つを柱とした新たな総合経済対策に取り組み、日本経済を再生することとされたところであります。

本町におきましては、住民の皆様の生命に関わるコロナ対策が、本町の最重要施策と位置づけ、引き続き職員一丸となって全力で取り組みながら、町民の皆様が安心して安全に暮らせる住みよいまちづくりを目指して町政を推進してまいり所存であります。

さて、改めて昨年を振り返りますと、まず何といたっても大きな出来事は、奈良クラブのJFL優勝、そしてJリーグへの昇格だったのではないかと思います。このことは、本町だけでなく、奈良県全体が大きく盛り上がり、私自身も試合会場に度々応援に行かせていただいたこともあり、喜びもひとしおでありました。そして、Jリーグ昇格というすばらしいタイミングで、奈良クラブが新拠点ナラディーンを三郷町でオープンし、先月には、奈良クラブのホームタウンとしてJリーグの認定を受けることとなりました。今後、「Jリーグのあるまち三郷」の誕生を契機に、サッカーはもちろんのこと、サッカー以外も含めた全てのスポーツ

を誰もが楽しめる、そして、住民の健康増進を図ることができる、スポーツツーリズムを活用した地域活性化を進めてまいります。

また、去年は、町が抱える多種多様な課題を解決すべく、今後の新しいまちづくりを見据えた大きなプロジェクトが幾つも始動した年となりました。

まず、国、三郷町、そしてのどか村の3者の連携で進めている大和川のしゅんせつ、そして、そのしゅんせつ土を活用した地域防災拠点・広域避難所の整備、及び惣持寺地区調整池整備事業は、住民の安心・安全にとって非常に重要な施策であることから、早期実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、日本遺産に認定された「龍田古道・亀の瀬」の歴史文化や、大和川がもたらす良好な景観・自然環境を生かし、この地域をにぎわい創出エリアとして、観光の促進や地域の活性化の中心とするため、現在、国のかわまちづくり事業と連動しながら、大阪府柏原市と共に日本遺産推進協議会事業や川の駅整備事業など、さまざまな仕掛けづくりを進めているところであります。

そして、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」をコンセプトに整備を進めておりますFSS35キャンパスでは、同敷地内にスポーツパークを併設し、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」、そして、後ほど改めてご説明いたします「インクルーシブシティさんごう」の実現に向け、本町のまちづくりの核として、官民で連携して全ての人が集まることのできる場を創設してまいります。このFSS35キャンパスにおいては、本町が掲げる「ゼロカーボンシティSANGO」の実現、そして環境省の選定する脱炭素先行地域のモデル地域として、CO₂排出量実質ゼロに向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

このほかにも、広域でのごみ処理に向けた新たなごみ中継施設の建設や、住民の皆様の健康増進のためのヘルスロードの整備なども開始することができ、議員各位の多大なるご理解とご協力の下、一步ずつ着実に各種事業を進めることができました。

そして、これらの事業の実施に当たっては、行政だけの感覚で考えるのではなく、常に住民の皆様の立場に立ち、アウトリーチの手法で住民のニーズをしっかり把握するとともに、障がいのある方もない方も、日本の方も外国の方も、そして子どもから高齢者まで全ての方が、その事業による恩恵を享受できる「誰一人取り残さない」まちづくりを目指すことが非常に大事となってまいります。

このような観点から、令和5年度予算の柱をインクルーシブ予算とし、そのコ

ンセプトを「分け隔てなく誰もが住みやすいまちを推進し、住民サービスの向上に努め、インクルーシブシティさんごうの実現」といたしました。インクルーシブとは「包含」を意味し、障がいの有無や年齢、性別、国籍などで排除しないのはもちろんのこと、分離や統合ではなく、お互いを支え合いながら、言わば「みんな一緒に」ということを意味します。

そして、全ての人々が安心して、生き生きと輝ける「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展を目指してまいります。

以上のことを踏まえ、全ての部署が創意工夫を凝らし、さまざまな施策を検討し、インクルーシブに関連する38事業を盛り込み、編成いたしました令和5年度一般会計予算の規模は、過去最大の111億2,800万円となり、前年度比15億4,800万円、16.2%の大幅な増となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げます、議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

まず初めに、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核となるエリアとして開発を進めておりますFSS35キャンパスについてであります。

今月、FSS35内に新たなサテライトオフィスをオープンし、今後は、子どもの居場所づくりの場として、スポーツパークの開設に向け事業を進めておりますが、その管理運営に係る経費や改修工事に係る経費を計上いたしました。

また、このスポーツパークの整備に当たっては、インクルーシブの観点をしっかりと取り入れながら、屋内練習場や、誰もが利用しやすい多目的トイレの整備もあわせて進めてまいります。

さらに、このエリアは、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティSANGO宣言に先駆けて、奈良県で初となる脱炭素先行地域として、2030年までに電力消費に伴うCO₂排出量の実質ゼロを実現するため、高効率な空調機器やLED照明への更新、太陽光発電設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、そしてEVバスの導入など、官民連携で進めてまいります。

次に、SDGsについて行政だけでなく町内全域で取り組むきっかけづくりのために、昨年度に引き続き、若手職員が中心となったプロジェクトチーム「ワンセブンプロジェクト」において、必死にアイデアを出し合い、事業化をしてくださいました。このワンセブンとは数字の17のことで、本町が目指す「SDGsの1

7のゴール」と、日本遺産の龍田古道を整備したと言われております聖徳太子の17条憲法から引用しました。この三郷町のまちづくりにとって非常に大きな二枚看板であるSDGsと日本遺産、そこに共通する17という数字、この部分に何か意味があるのではないかと、部署の枠を超え、縦割りを打破し、若手の発案を大事に発足したのがこのプロジェクトです。

ちなみに、大谷翔平選手の背番号も17、奈良クラブの可児選手、うち担当の選手なのですが、その子の背番号も17です。余計なことを言いましたけど。

それでは、「ワンセブンプロジェクト」が発案した五つの事業をご説明いたします。

まず、一つ目として、まちなかの交流人口の増加とシビックプライド醸成のため、役場庁舎の一角に町民参加型でアートを描くウォールアート事業、二つ目が、SDGsと日本遺産事業を多くの住民の皆様にご覧いただくための啓発グッズ作成事業、三つ目が、ごみ問題の解決、リユース及び循環型社会の推進のため、不要となった生活雑貨などを出品アプリを用いて再利用する生活雑貨リユース事業、四つ目が、廃棄される衣類を町内でリメイクし、新たな価値を加えたサステナブルファッションとして、本町から発信していく衣類リメイク出品事業、そして、最後の五つ目は、「みんなで持ち歩こうマイボトル普及事業」であります。この事業は、全国的な廃プラスチックの問題解決の一助となるよう、ペットボトルの使用を抑制するため、町内の学校を含む公共施設にウォーターサーバーを設置することに加え、子ども達にはステンレスボトルあわせても配布することで、海洋プラスチックなどの問題について考える環境教育の機会も創出します。

以上の五つの事業を「みんなで始めるSDGs普及プロジェクト」として実施し、多くの方にSDGsを知ってもらい、実践していただきたいと考えております。

続きまして、防災対策であります。

過去に幾度となく台風などの大雨の影響で甚大な被害が発生し、浸水被害の常襲地となっている惣持寺地区への抜本的な対策として、調整池を整備する経費を昨年度に引き続き計上いたしました。

次に、大地震が発生した場合、滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の安全性を把握するため、地盤調査等を実施するための経費を計上いたしました。

また、地震等の災害時における家具の転倒を防止する対策備品の購入費用に対

する助成を新たに創設いたしました。

続きまして、子育て支援充実であります。

未来を担う子ども達のために、また、子育てしやすいまちづくりを推進するため、子どもの医療費助成の対象の年齢を、従来の中学校卒業年齢から高校卒業年齢まで引き上げるものであります。

また、子どもの孤独や貧困を町全体でケアするとともに、子どもの居場所づくりとして実施しております子ども食堂を安定的に運営するため、寄附型自動販売機を新たに設置し、その売り上げからの寄附を子ども食堂の運営経費に充てたいと考えております。

また、障がいの有無などを意識することなく、誰もが楽しく遊べる公園とするため、インクルーシブ遊具を設置する費用を新たに計上いたしました。

また、従前から積極的に取り組んでおります、作業療法士による乳幼児健診や心理士による発達相談などの事業につきましては、今年度はインクルーシブ事業として、さらに充実し、実施してまいります。

続きまして、生活環境対策であります。

令和7年度稼働開始に向け、本町を含む10市町村で現在進めております、ごみ処理の広域化にあわせ、一旦町内のごみを集積するごみ中継施設を現在の清掃センター敷地内に新たに建設するための経費を計上いたしました。

また、ゼロカーボンシティSANGOの実現に向け、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを発生させない再生可能エネルギーである太陽光発電の設置を促進するため、PPAによる太陽光発電設備の導入に対する補助制度を新たに創設いたします。

また、町民の皆様の生命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しまして、設置費用の一部を補助する経費を本年度も計上するとともに、特殊詐欺防止機能のついた電話機の購入補助も引き続き計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる予定ではありますが、これまでと同様、コロナウイルスの脅威から住民の生命、そして生活を守ることが何よりも重要であると捉え、感染症対策として最も効果的であるワクチン接種を行うため

の経費を本年度も、令和5年度も計上いたしました。

障がいや介護・子ども・生活困窮など、さまざまな分野にまたがる複合・複雑化した問題に対する支援を一体的に、また包括的に行うための支援体制である重層的支援体制整備事業に係る経費を今年度も計上いたしました。

また、健康寿命日本一を目指し、各種がん検診受診率のアップを図るための経費も計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

令和2年6月に日本遺産認定を受け、大阪府柏原市と共に設立いたしました日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会において、国のかわまちづくり事業と連動し、亀の瀬エリアへの観光の玄関口となる川の駅の整備や、インナーシンポジウムなど、柏原市、三郷町の歴史文化遺産を観光に結びつけるさまざまな事業を進めております。この協議会への負担金などの経費を本年度も計上いたしました。

また、住民の方から寄贈を受けた、奈良県の歴史を示す貴重な文化財である大阪堺道道標を郷土資料として展示し、多くの住民の方にご覧いただけるよう、補修・復元するための経費を計上いたしました。

続きまして、教育振興であります。

安心して子育てができる環境づくりとして進めておりました、地域BWAとビーコンを用いた新たな見守りシステムにつきまして、令和4年度に受信機などの整備が完了し、いよいよ令和5年度より本格的に活用してまいります。経済的理由などにより利用できないご家庭がないよう、ビーコンの初期費用と利用料を公費負担とし、町内の小学生全員に無償で貸与することといたしました。

また、このビーコンにつきましては、さらに運用の幅を広げ、高齢者の見守りにも活用してまいります。

次に、今まで電話で行っていた学校への出欠連絡をデジタル化いたします。このデジタル化により、保護者の方は、時間や場所にとらわれることなく学校に連絡ができ、利便性の向上を図ることができるとともに、連絡を受ける学校側では、一時的に集中する電話連絡に適切に対応できるとともに、先生間での連絡ミスを防ぐなど、業務効率化を図ることができるようになります。

続きまして、文化振興・生涯学習の充実であります。

奈良クラブの新たなホームタウンとして三郷町が正式にJリーグの承認を受けたことにより、今まで以上に奈良クラブと共にスポーツを通じた地域活性化に取

り組んでまいりたいと考えております。また、現在、三郷町サポータークラブの会員数が3,500人にも迫る勢いで増加しております。この多くのサポーターと一緒に奈良クラブを応援していく事業をサポーター推進協議会で予定しており、その協議会に係る負担金や、キャリア教育における奈良クラブの選手の派遣事業などに係る経費を計上いたしました。

これら以外にも、令和5年度予算のテーマとしておりますインクルーシブを全庁的に、そして計画的に実施していくため、新たにインクルーシブ・アクションプランを策定することとし、その策定のための経費を計上いたしました。

また、昨年12月議会でご承認賜りました三郷町手数料条例の一部改正に基づき、マイナンバーカードの普及促進や窓口業務の効率化、また、窓口の混雑による感染防止を図るため、1年間の期間限定で、コンビニでの住民票の写しや印鑑証明、税関係の証明書などの交付手数料を1件10円とし、マイナンバーカードの一層の活用を進めてまいります。

そして、最後になりますが、議会の透明性の確保だけでなく、インクルーシブの観点から、時間や場所にとらわれず、誰もが傍聴できる開かれた議会とするため、議員の皆様からご要望いただきました議会のライブ配信に係る経費を計上いたしました。

以上、主要な施策の内容についてご説明申し上げましたが、今までの行政の考え方や手法を脱却し、職員の意識改革をさらに推し進め、「行政らしくない行政」を目指し、今後も全庁横断的に連携を図りながら、全ての方が自分たちのまちに誇りを持っていただけるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。528万9,000円で、前年度比38.8%の減とするものであります。

平成17年度から、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。298万6,000円で、前年度比0.1%の減とするものであります。

公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。24億3,089万8,000円で、前年度比6.7%の増とするものであります。令和6年度の県単位化に向け、今後も増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業として21億5,863万8,000円、サービス事業として543万1,000円の合わせて21億6,406万9,000円で、前年度比1.1%の増とするものであります。

健康寿命日本一を目指し、誰もが住み慣れたまちで介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。4億6,702万円で、前年度比0.7%の減とするものであります。

医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入といたしましては、下水使用料収益など7億116万4,000円を計上し、収益的支出といたしましては、人件費、施設の維持管理費、流域下水道管理運営費負担金などで6億2,500万5,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしましては、分担金や他会計補助金、企業債の借入、国庫補助金などで2億8,270万2,000円を計上し、資本的支出といたしましては、建設改良費や流域下水道建設費負担金、企業債償還金などで4億6,028万4,000円を計上いたしました。

本年度の予算は、未普及対策として勢野東及び信貴山東で事業を行い、ストックマネジメント修繕改築計画により、立野南及び城山台でマンホール蓋の更生事業を実施いたします。

今後も、水質保全と生活環境の改善を図り、快適で住みよい魅力ある地域社会を築くため事業を行います。

最後に、水道事業会計予算であります。

まず、収益的収支といたしましては、水道事業収益では、水道料金、受託工事収益、長期前受金戻入などで7億3,306万1,000円を、また、水道事業

費用では、人件費をはじめ、県営水道受水費、減価償却費などで7億8,596万3,000円を計上いたしました。

次に、資本的収支といたしましては、資本的収入では、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債などで4億4,396万3,000円を、また、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金などで5億1,974万8,000円を計上いたしました。

奈良県広域水道企業団設立に伴う基本協定の締結から、本年度より法定協議会が立ち上げられ、本格的に事業統合へ進んでまいります。

企業団への移行を前提としつつ、基本計画に基づく耐震化事業等を引き続き実施し、「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向け、取り組んでまいります。

以上が令和5年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明を申し上げます。

まず初めに、「同意第1号、副町長の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現副町長であります池田朝博氏の任期が本年3月31日付をもって満了となることに伴うものであります。

池田氏においては、昭和58年8月に三郷町に奉職以来、33年8か月にわたり総務部門に精通して業務に携わり、企画財政課長、総務部長と町の要職を歴任した後、平成29年3月に教育長に就任し、平成31年4月に副町長就任後は、私の補佐役としてその職務を遂行しました。その豊富な行政経験を生かしつつ、幅広い識見の人柄であることから、副町長として適任であると考え、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第2号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現教育長であります大西孝浩氏の任期が本年3月22日付をもって満了となることに伴うものであります。

大西氏においては、昭和58年7月から35年9か月の間、総務、民生部門など多岐にわたる業務に携わり、総務課長、住民福祉部長と要職を歴任した後、平

成 3 1 年 4 月より教育長として職務を遂行しております。

行政に関して幅広い知識と優れた識見を有しており、人格も高潔であることから、教育長として適任であると考え、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第 3 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の瓜生英明氏の任期が本年 3 月 3 1 日をもって満了となることに伴うものであります。

瓜生氏におかれましては、平成 2 7 年 4 月に監査委員に就任いただき、2 期 8 年にわたりその職務を遂行していただいております。

同氏は、豊富な経験はもちろんのこと、優れた識見をお持ちであり、人格的に高潔であることから、引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の中谷裕美子氏の任期が本年 6 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。

中谷氏におかれましては、令和 2 年 7 月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。

このことから、引き続き中谷氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、「承認第 1 号、令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について」であります。

既決予算に 3, 8 2 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 0 7 億 8, 7 8 1 万 6, 0 0 0 円としたものであります。

妊娠届出時から、全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産、そして子育てができるよう応援する伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を支給する経済的支援を一体的に進めるため、出産・子育て応援交付金が新たに創設されました。

このことから、給付金をはじめ、人件費や口座振替手数料、システム改修経費

などの事務費を合わせ、出産・子育て応援給付金で3,821万7,000円を計上したものであります。

一方、歳入では、出産・子育て応援給付金が国及び県の補助金の対象となることから、国庫補助金で2,552万1,000円を、県補助金で586万8,000円をそれぞれ計上し、町負担分の682万8,000円を財政調整基金繰入金から繰り入れたものであります。

なお、給付金の支給に当たっては、子ども・子育て世帯の皆様にごできるだけ早く支給を開始できるよう、2月6日付をもって専決処分したものであります。

また、本事業につきまして、現在、事務を進めておりますが、年度内に全ての対象者への給付は困難であることから、全額の3,821万7,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、「議案第1号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

既決予算に2,271万7,000円を追加し、補正後の予算総額を108億1,053万3,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、住民情報システムや内部情報システムなど、町の基幹システムのデータを格納しているサーバ室のエアコンが不調で、サーバが熱でダウンし、重要な情報の消失につながる可能性もあることから、エアコンの取り替え費用として、財産管理費で216万9,000円を計上いたしました。

なお、本工事につきましては、昨今の社会情勢により、機器等の納入に時間を要することから、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

また、平和と安定や復興に資する有償資金協力事業を資金使途とするSDGs債や、基金の運用をより効率的に行うために購入した債券に係る運用利息を積み立てるため、財政調整積立金で67万8,000円を増額するものであります。また、ふるさと納税について、大変ありがたいことに、当初の想定以上のご寄附をいただいたことから、返礼品の予算に追加が必要となり、ふるさとづくり推進費で142万8,000円を追加するものであります。

次に、民生費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、200万4,00

0円を社会福祉総務費で計上するものであります。

また、後ほどご説明いたします国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の補正に伴う繰出金として、社会福祉総務費では322万4,000円を減額する一方、老人福祉総務費では598万3,000円を増額するものであります。

そして、こちらも後ほど歳入でご説明いたします地方創生臨時交付金について、7月議会でご承認いただきました、65歳以上の高齢者を対象とした地域振興券発行事業の町単独分に充当するため、財源の付け替えをあわせて計上するものであります。

また、自立支援費支給費及び障害児通所給付費につきまして、当初の見込みを上回る状況にあり、予算不足が生じることから、障害者（児）福祉費で4,999万4,000円を追加するものであります。

また、児童福祉総務費では、当初、保育士宿舎借上支援事業につきまして、私立保育園からの申請をいただいておりますが、今回、補助の対象となる保育士がいなかったことから、455万4,000円を減額するとともに、民間保育園への委託費として支出している保育園児童措置負担金につきまして、計算の基となる公定価格の増加が当初の見込みより緩やかであったことなどから、4,592万4,000円を減額するものであります。

また、未熟児養育医療費負担金につきまして、予算に不足が生じることから、未熟児養育医療費で23万6,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、火葬場管理運営委託料につきましても、当初の見込みを上回る状況にあり、予算に不足が生じることから、火葬場費で140万円を追加するものであります。

次に、商工費では、今年度のふるさと寄附金で、観光産業振興事業への活用を希望された寄附金を観光産業振興基金へ積み立てるため、観光費で193万6,000円を追加するものであります。

次に、土木費では、惣持寺地区調整池整備工事につきまして、起債対象事業の一部の充当率が引き上げられたことに伴い、引き上げ分1,050万円に地方債を充当するため、財源の付け替えを行うものであります。

次に、消防費では、国においてJアラートの緊急地震速報の発表基準が変更されたことで、既存の防災行政無線のシステム改修が必要となることから、防災費で64万1,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、今年度のふるさと寄附金で、教育振興事業への活用を希望された寄附金188万4,000円を事務局費で、文化振興事業への活用を希望された寄附金49万6,000円を社会教育総務費で、また、新たに創設したスポーツ振興基金へ150万円を積み立てるため、体育振興費で所要の予算を計上するものであります。

また、令和4年9月に静岡県で発生した、送迎バスに園児が置き去りにされ亡くなられた事件を受けて、令和5年4月から送迎用バスの安全装置の設置が義務化され、本町といたしましても、未来ある子ども達の安全を何よりも最優先に守るため、南畑幼稚園の送迎バスに安全装置を設置する費用として、幼稚園費で27万円を計上するものであります。

なお、本事業につきましては、昨今の社会情勢により、機器等の納入に期間を要することから、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

また、スポーツセンター及びウォーターパークについて、昨年度と同様、コロナ禍による感染拡大防止の観点から、施設利用者に対する利用制限を行いながらの運営を余儀なくされたことに加え、世界的な物価高騰の影響による光熱水費や燃料費の高騰で非常に運営が厳しい状況となっております。このような現状でありながらも、指定管理者には、引き続き住民の皆様のために継続的に運営をしていただくため、本年度も継続支援金を支給するため、体育振興費で580万円を計上するものであります。

一方、歳入では、普通交付税の算出の基となる基準財政需要額に新たな項目が追加され、普通交付税の追加交付があったことから、地方交付税で8,004万3,000円を追加するものであります。

次に、歳出でご説明いたしました未熟児療育医療費に対する負担金といたしまして、本人負担分として負担金で9万6,000円を、国庫負担金で7万円を、県負担金で3万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、国民健康保険、保険基盤安定負担金につきまして、決算見込み額と当初予算額に差異が生じることから、国庫負担金で132万6,000円を、県負担金で233万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳出でご説明いたしました自立支援費支給費及び障害児通所給付費の増額に伴い、国庫負担金で2,499万7,000円を、県負担金で1,249万

8,000円を追加するものであります。

また、歳出でご説明いたしました民間保育所特別保育事業費補助金及び保育園児童措置負担金の減額に伴い、国庫負担金で2,296万2,000円を、国庫補助金で303万6,000円を、県負担金で1,148万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、地方創生臨時交付金の交付額が決定されたため、さきの6月議会で補正計上させていただいた金額と今回交付額との差額分348万1,000円を国庫補助金で追加するものであります。

次に、県補助金といたしまして、送迎用バスの安全装置設置に対する補助金といたしまして、17万5,000円を計上するものであります。

次に、基金を活用し、購入いたしましたSDGs債などでの運用利息を受け入れるため、財産運用収入で67万8,000円を追加するものであります。

次に、寄附金では、ふるさと寄附金の実績に基づき、一般寄附金で782万円を追加するものであります。

次に、現在進めております惣持寺地区調整池整備事業において、起債対象事業の一部充当率が引き上げられたため、土木債で1,050万円を追加するものであります。

最後に、財政調整基金からの繰入金を、8,385万5,000円を減額することで、収支を合わせるものであります。

次に、繰越明許費ではありますが、FSS35キャンパス整備事業及び脱炭素先行地域事業におきまして、キャンパス敷地内が金剛生駒紀泉国定公園の特別地域内であることから、両事業とも整備に当たっては、自然公園法に基づく県知事の許可が必要となります。この知事の許可に日数を要することから、年度内の完了が困難であるため、FSS35キャンパス整備事業で1,600万円を、脱炭素先行地域事業で全額の3,666万6,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、収集車2トンダンプ購入におきまして、ウクライナ情勢等の影響による半導体不足で車両部品等の生産に遅延が生じており、年度内の納入が困難であるため、全額の550万円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、惣持寺地区調整池整備事業におきまして、事前の周辺住民との協議において、家屋調査等の周辺対策の要望があり、その調査等に日数を要したことから、

年度内の完了が困難であるため、4億1,061万円を翌年度へ繰り越すものがあります。

また、グリーンインフラ導入検討事業におきまして、同一区域内で予定されている民間開発との事前協議等に想定以上に時間を要したことなどから、年度内の完了が困難であるため、全額の1,200万円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案2号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

既決予算から322万4,000円を減額し、補正後の予算総額を25億205万7,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、国民健康保険事業費納付金について、保険基盤安定負担金が増額となる一方、財政安定化支援事業が減額となったことから、県に納める納付金に差異が生じるため、国民健康保険事業費納付金で532万5,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響で保険税の納付が困難となった世帯に減免を実施しておりますが、この減免による保険税の減額分につきましては、県の補助金の対象となることから、一般被保険者国民健康保険税で84万7,000円を減額する一方、県支出金で同額の84万7,000円を増額するものです。

また、一般会計繰入金についても、保険税の減免に伴い、一般会計からの繰出金が増額となる一方、財政安定化支援事業が減額となったことから、相殺した結果、一般会計繰入金で322万4,000円を減額するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、歳出の財政調整基金積立金210万1,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第3号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

保険事業の既決予算に4,095万3,000円を追加し、補正後の予算総額を22億1,291万9,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、各サービス利用の増減により予算に過不足が生じていることから、保険給付費で4,473万8,000円を、地域支援事業費で313万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、国庫支出金で1,294万6,000円、支払基金交付金で1,292万4,000円、県支出金で771万6,000円、一般会計繰入金で598万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、今回の補正予算に係る財源を充当後、歳出の介護給付費準備基金積立金を全て減額し、残る138万4,000円を介護給付費準備基金から繰り入れることで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に51万7,000円を追加し、補正後の予算総額を669万円とするものであります。

内容といたしましては、居宅介護予防サービス計画作成件数の増加から、歳出の居宅介護予防サービス事業費を51万7,000円追加するとともに、歳入の居宅介護予防サービス計画費収入で同額を追加するものであります。

続きまして、「議案第12号、三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」及び「議案第13号、三郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、これまで、国、独立行政法人、民間事業者、そして地方公共団体でそれぞれ異なる法律や条例の規定に基づいていた個人情報保護制度の運用を個人情報保護法の改正により一元化し、全国共通のルールを設定することとなりました。本町においても法にのっとった運用を行うため、現行の個人情報保護条例を廃止し、町で定めることが必要な事項に限定した条例を新たに制定するものであります。また、これまでも町で設置していた情報公開・個人情報保護審査会についても、審査会の権限等につき、国の示す例に基づいた条例を制定し、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第14号、三郷町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定は、奈良学園大学グラウンド跡地の奈良クラブ新拠点としての活用が、地域経済牽引事業計画として奈良県から承認されました。このことにより、税制優遇措置が可能となったことから、固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めた条例を制定し、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第15号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、令和 6 年度の県統一税率に向け、国民健康保険運営協議会による答申に基づいて令和 5 年度の税率改定を行うため、所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 1 6 号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」及び「議案第 1 7 号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本条例改正は、厚生労働省の省令により、幼児等のバス送迎に当たって安全管理の徹底に係る規定が新設されたことに伴い、安全計画の策定や自動車を運行する際の園児の所在の確認の義務化等、その他所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 1 8 号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、民法改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定の削除、及び子の人格の尊重に関する規定が追加されたことに伴い、関係する法令においても懲戒権限の濫用禁止に関する規定が削除されたことから、本町においても同様の改正及び所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 1 9 号、三郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、子ども・子育て支援法の改正により、引用している条文番号にずれが生じるため、これを解消する改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 0 号、三郷町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、出産育児一時金の額を引き上げる旨の政令の改正が行われることから、本町においても同様に、現行の 4 0 万 8, 0 0 0 円を 4 8 万 8, 0 0 0 円に引き上げる改正を行い、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 2 1 号、三郷町都市公園条例の一部改正について」であります。

本条例改正につきましては、1、坂根児童公園の廃止、2、勢野北 3 号緑地の

分筆による地番の追加、3、みさと第8緑地公園、みさと第9緑地公園及び勢野北公園の都市公園への追加の3点に係る所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第22号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、水道事業の広域化に向け、あらかじめ開閉栓手続における電子化の推進及び本町独自の減免制度等を廃止するため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第23号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」であります。

本案につきましては、水道事業等の統合に関する基本協定書に基づく奈良県広域水道企業団を設立するため、同企業団設立準備協議会の設置に要する規約について、関係地方公共団体と協議を行うものであります。

続きまして、「議案第24号、財産の取得について」であります。

本町のごみ中継施設から新たなごみ処理施設へ可燃ごみを搬入するため、大型運搬車両を購入するもので、指名競争入札の結果、極東開発工業株式会社関西支店支店長、藤波充生を契約の相手方とし、7,216万円で財産購入契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「報告第1号、令和4年度FSS35キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について」であります。

FSS35キャンパス内におけるサテライトオフィスの整備工事につきまして、内装工事が必要な範囲の増加や仕様の変更等により、当初の契約金額に306万200円を増額し、本年1月20日に変更契約を専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

なお、本工事は1月27日に完了しております。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

暫時休憩いたします。再開は午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前 10 時 50 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第 34、「発議第 1 号、三郷町議会委員会条例の一部改正について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第 1 号、令和 5 年 3 月 7 日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

三郷町議会委員会条例の一部改正について。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。

賛成者 高田好子、木口屋修三、辰己圭一。

三郷町議会委員会条例の一部を改正する条例。

三郷町議会委員会条例（昭和 62 年 6 月三郷町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中、「7 人」を「6 人」に改める。

付則。この条例は令和 5 年 4 月 30 日から施行する。

次のページには、一部改正条例新旧対照表を添付しております。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、改正理由を述べます。

本条例の改正につきましては、令和 4 年 12 月第 4 回定例会におきまして付託され、可決されました三郷町議会の議員の定数条例の一部改正において、13 人から 12 人に改めました。これに伴い、三郷町議会委員会条例における委員定数について、総務建設常任委員会はこれまでどおりの 6 人、文教厚生常任委員会を 7 人から 6 人に変更するものです。

なお、この条例は令和 5 年 4 月 30 日から施行します。

以上です。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

お諮りします。ただいまの発議第 1 号について、三郷町議会会議規則第 39 条

第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、「発議第1号、三郷町議会委員会条例の一部改正について」は、委員会付託を省略し、本会議において採決することに決定しました。

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより質疑に入ります。

—————質疑を終結します。

これより討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

「発議第1号、三郷町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第35、「発議第2号、三郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第2号、令和5年3月7日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

三郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。

賛成者 神崎静代、先山哲子、高田好子、木谷慎一郎、澤 美穂、木口屋修三、山田勝男、高岡 進。

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三つの法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、全国的に共通のルールが規定されることとなりました。

先ほどの議案第12号での説明のとおり、町執行機関は国の法律の直接適用と

なり、法施行条例を制定することとなります。

その一方、議会は、独立性の観点から直接適用から除かれるため、当議会における個人情報の保護を図り、その取り扱いについて町執行機関と差異が生じることがないように、第1章総則から第6章罰則までを定めております。

付則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「発議第2号、三郷町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」提案理由を述べます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く）等における個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが規定されることとなりました。

しかしながら、令和5年4月1日の改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が直接適用される地方公共団体の執行機関に対し、地方議会は適用対象外となるため、引き続き議会における個人情報の保護を図る必要があることから、三郷町議会独自の本条例の制定を提案するものであります。

なお、施行期日については、令和5年4月1日とするものであります。

以上、ご審議の上、議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第36、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。また、第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順といたします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6番（高田好子）（登壇） おはようございます。今期最後の一般質問となります。よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきまして、先般通告させていただきました1問目の項目、障がい者（児）福祉について質問させていただきます。

働くということは、単に生計を営むための手段であるだけでなく、障がい者の就労は、本人の自立と社会参加の重要な柱であるとともに、誰もが役割を担い、その能力を存分に発揮して活躍できる共生社会の実現につながり、言うまでもなく、障がいの有無にかかわらず、能力に応じて職業を獲得し、かつ維持し、有益で生産的有利な職業に従事することは権利であり、ノーマライゼーション、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共に生き生きと活躍できる社会を目指すことを具現化するという意味でも、障がい者が働くことを生活の一部とし、当たり前地域で暮らしていくことへの支援は地域福祉の重要なテーマであります。

社会の変化や法律の改正により、障がい者の雇用の方は広がりつつあると思いますが、コロナ禍で障がい者別の雇用状況は減少しており、障がい者の就労の厳

しきは理解ができます。

障がい者の就労としては、企業などに一般就労している方、一般企業での就労が難しいが、支援者のサポートがあれば就労が可能で雇用契約を結ぶ就労継続支援A型、スキルや体調の面で雇用契約を結んで働くことが困難な就労継続支援B型があり、障害者総合支援法による就労系の障害福祉サービスに当たります。

いずれにしても、本人の意向に沿った形の就労ができるように、サービスの提供、多くの障がい者が社会で活躍できるよう、就労機会を着実に拡大しなければならないと考えております。

そこで、お尋ねいたします。特別支援学校卒業後や障がい者（児）の一般就労、就労継続支援、就労移行支援に対する本町の取り組みの現状と課題についてお聞かせください。

また、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、インクルーシブの観点からFSS35キャンパス内のサテライトオフィスで障がい者の雇用を創出してくださることは、障がい者の活躍の場が増え、高く評価しているところです。

令和2年の9月議会で、障がい者の就労支援等として勢野北の商業施設用地の活用のお話をお聞きしておりましたが、活用はどのようになっているのでしょうか。

最後に、障がい児（者）の重度化、高齢化が、親なき後に備えるとともに、障がい児（者）の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい児（者）やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的としている地域生活支援拠点等の整備が令和5年度末までの目標となっておりますが、整備達成状況をお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、コロナ禍で社会が急速に変化する中、地域福祉に対するニーズも多様化しています。本町におきましても、障がいの有無、性別、年齢に関係なく、全ての人を支え合い、誰もが生き生きと生活できる共生社会の実現、ひいては「インクルーシブシティさんごう」の実現を目指しており、当たり前前に地域で暮らしていくことへの支援が大変重要であると認識しております。

まず、1点目のご質問、特別支援学校卒業後や障がい者（児）の一般就労・就

労継続支援・就労移行に対する取り組みの現状と課題についてでございますが、毎年、特別支援学校の3年生に対して先生と情報共有し、就職・就労の状況を把握しております。また、学校では、卒業に向け職場体験を実施し、さまざまな活動を通して本人の特性に合った就労支援を行っております。今後も引き続き、特別支援学校の先生と情報を共有し、サポートしてまいります。就労継続支援、就労移行支援につきましては、サービス量、利用者数ともに増加傾向にあり、一般就労への移行を促進するために、引き続き利用を推進してまいります。

次に、2点目のご質問、勢野北の商業施設用地の活用につきましては、令和6年4月にレイモンドヒルズ保育園の横に就労継続支援事業所が開設予定と伺っております。また、本年4月にFSS35キャンパス内においても開設の予定があり、本町の就労継続支援事業所は令和6年度には4か所となります。今後も、町内の就労系の事業所と連携を図りながら、利用者の方の一般就労に向けてバックアップしてまいりたいと考えております。

最後に、3点目のご質問、地域生活支援拠点の整備ですが、現在、西和7町で一般相談事業として業務を行っております、上牧町にあります社会福祉法人がグループホームの新設を予定しております。そのグループホームを、障がいをお持ちの方やご家族の緊急事態に対応する地域生活支援拠点として使用できないかを現在、西和7町で協議を行っているところであります。

今後、本町といたしましても、各関係機関と連携・協力し、障がいをお持ちの方、そしてそのご家族に寄り添いながら、障がい福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

さらに、多様性が尊重され、障がいの有無、年齢、性別などによって分け隔たられることなく、誰もが地域で心から安心して楽しみながら暮らせる社会につなげるため、誰一人取り残されることのない「インクルーシブシティさんごう」の実現を目指し、誰もが居場所や役割を持ち、生涯にわたって地域で活躍できる全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核となるエリアとして、FSS35キャンパスを有効に活用し、官民連携で全ての人が生き生きと安心して当たり前で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから、就労支援等さまざまお聞かせいただ

きまして、その中から何個かお聞きさせていただきたいと思います。

まず、就労継続支援の就労移行の支援の利用者数、分かれば教えてください。

また、就労継続支援の事業所が現在1か所しかないところが4か所に増えるとお聞きして、今まで町外の事業所まで通っておられた方にとっては、住み慣れた三郷町で働けることを本当に喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思っております。また、就労支援が4か所になるということで、そちらの4か所の名称や、また、就労継続支援のA型かB型かというのもあわせて教えてください。

最後に、地域支援拠点の整備ですが、上牧町にグループホームを新たに新設と、建てられるというふうに捉えてよろしいんですね。その一部を緊急時の受け入れなどに使っていくということでしょうか。

いずれにしても、令和5年度末までという期限になっております。もうあまり時間もありませんので、西和7町で課題等もあろうかと思いますが、スピード感を持って進めていただきたいと思います。

障がい者がどこで暮らすかは本人の意向が最優先されなければなりません。高齢者介護でも住み慣れた地域、自宅での生活が重視されていますが、障がい者も同様、施設から地域への流れが基本となっております。本人の意向が尊重され、住み慣れた自宅や地域で暮らせるようになることが理想ですが、それによりご家族の方が介護・介助に当たることになれば、家族の負担が増し、仕事を辞めなければいけないような状況も生じる可能性があります。地域移行を進めるに当たっては、サービスの受け皿を用意することとあわせ、ケアの社会化、家族の負担軽減にも取り組まなければならないと考えております。

全ての住民が障がいの有無にかかわらず、自分らしさを発揮し、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていただくことをお願いし、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の就労支援等の利用者数につきましては、本年2月1日現在ですけれども、就労継続支援が76名で前年より6名の増加です。また、就労移行支援が5名で前年より2名の増加となっております。

次に、2点目の就労継続支援事業所の名称についてでございます。

まず、事業所名が「まんなり」、平成27年の10月に設立をされ、所在地が立野南2丁目で就労継続支援のB型でございます。なお、定員は20名です。

次に、事業所名が「Win-Win」、令和4年の5月設立で、所在地が立野南2丁目、そして就労継続支援のB型で定員が20名となっております。

次に、事業所名が檸檬会「レイモンドヴィレッジ」、こちらにつきましては令和5年の4月設立の予定で、所在地が立野北3丁目、こちらにつきましては就労継続支援のA型が定員10名で、就労移行支援といたしまして定員が6名と伺っております。

最後に、事業所名が檸檬会「レイモンドヒルズ」、こちらにつきましては令和6年の4月の設立の予定で、所在地が勢野北5丁目、就労継続支援のB型で定員25名となっております。

先ほど、就労継続支援の事業所としては4か所になるんですけれども、檸檬会のほうの「レイモンドヴィレッジ」につきましては就労移行支援もありますので、これを含めると5か所ということになります。

最後に、3点目の地域生活支援拠点の整備につきましては、先ほども申し上げましたが、西和7町で一般相談事業所として委託している上牧町の社会福祉法人が令和5年度中に補助金の申請を行い、現在、一般相談事業をしている土地の向かいの敷地内に新たにグループホームの建設を予定しており、このグループホームの中に緊急時の受け入れ、そして一人暮らしの体験の場として居室を1室確保してもらえるように、現在、協議中であります。

いずれにいたしましても、地域生活支援拠点の整備につきましては、三郷町が音頭を取って、7町を引っ張っていくぐらいの気持ちで臨んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 続きまして、2問目の質問、不登校の子どもたちへの支援について伺いたします。

今回の質問は、昨年12月議会に続き2回目の質問となります。不登校支援対策につきましては、本町では学校をはじめ、関係機関が連携して日々取り組んでいただいていると思いますが、登校できなくなってしまった子どもや保護者の

方の不安や悩みというものは計り知れないものがあると思います、再度質問させていただきます。

2017年2月に、不登校の子ども達への支援について、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、教育機会確保法に不登校児童・生徒の定義が定められました。法整備により、学校復帰のみを目標とせず、社会的自立に向けた支援を目標とし、従来の不登校対策を転換して、学校以外での多様な学びの場の重要性や、子ども達が不登校となる原因はさまざま、悩みや苦しみを抱える状況下において登校を強いられた場合、さらに追い込まれていくケースも少なくないため、子ども達の休養の必要性を認め、こうしたことを踏まえ、国や自治体が子ども達の状況を継続的に把握し、子どもとその親には学校外施設などでさまざまな情報を提供するようにも求めています。

文部科学省の調査では、2021年度の全国小中学校における不登校児童・生徒数は過去最高の24万4,940人に上り、前年度から4万8,813人増加しました。懸念されるのが不登校によって孤立状態に陥る子ども達です。文科省は、学校内外で相談や指導を受けず、不登校が長期化している児童・生徒が21年度で4万6,396人いるとしています。全児童・生徒数が減少傾向にある中で、不登校児童・生徒の割合が9年連続で増加傾向にあり、小学生では77人に1人、中学生では20人に1人が不登校との調査結果も報告されています。

また、これまでは不登校は中学生や高校生の問題と思われていましたが、小学校の不登校が10年前に比べて3.6倍にまで増え、不登校が若年化しています。小学校1年生から不登校になる子どももあり、本人や保護者の方の不安や負担は大きいものがあると思います。

不登校に至る原因としては、人間関係やいじめなどの理由で学校に行きたくないとはっきりと意識化されている場合と、本人は行きたいと思っけていても、急に頭痛や腹痛など意識とは逆の身体症状が出てしまう場合や、コロナ禍による生活変化の影響が大きく、学校生活が制限される中、友達がつくれなかったり、登校意欲が湧きにくかったりしたことなどもあり、原因はさまざまと考えられています。

また、発達障がいや、以前、一般質問でも取り上げられていたHSC、ハイリー・センシティブ・チャイルド、人一倍、敏感さを生まれ持つ気質の子どもが近年において増加しつつあり、学校生活をしていく中で困難な状況が増えることか

ら負担が大きく、学校不適應を起こしやすいと推測されており、子ども達におけるさまざまな特性が認識されないまま適切な指導や必要とされる支援を受けられず、結果的に不登校に至ってしまう事例もあるとされており、また、課題は学校現場だけではなく、家庭環境などにも複雑に絡み合っている場合もあり、学校だけでは対応が困難なケースも増加していると思われま

す。そんな中、学校でも家庭でもない子どもの第三の居場所として注目されているのがフリースクールです。フリースクールは日本で約30年前に生まれた不登校の子ども達の受け皿で、民間の施設で、現在、全国に500か所ほどあり、6歳から18歳までの子ども達を受け入れています。法整備による学校以外の多様な学びの概念は学校に限定されないということです。学校以外の居場所としてフリースクールの設置は大変重要と考えており、学校以外の選択肢の一つとして用意しておく責任があるのではないかと考えております。

そこで、本町のフリースクールへの認識、設置に対するお考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、本町の不登校児童・生徒の2月時点での状況を申し上げますと、三郷小学校6人、三郷北小学校6人、三郷中学校24人の計36人です。

また、その中でも90日以上欠席している児童・生徒は、三郷小学校5人、三郷北小学校2人、三郷中学校13人、計20名であり、不登校児童・生徒のうち55.6%が90日以上欠席している状況であります。

このような状況の中、昨年12月定例会における議員のご質問に対しまして、本町では、学校や関係機関で構成された不登校対策連絡会の中で情報共有を図り、不登校の児童・生徒のみならず、欠席が増えつつある児童・生徒に対しても個々の状況に応じた支援を行っているため、フリースクールの設置は考えていない旨の答弁をさせていただきました。

しかしながら、その後、町長が神奈川県横須賀市への視察の際にフリースクールの必要性の説明を受け、また、12月議会の反省会におきまして、検討してはどうかとの意見がありました。

また、定例教育委員会におきましても、教育委員から、フリースクールを含め、

子ども達の居場所づくりを考えてはどうかという意見を頂戴いたしました。

このことから、再度、教育委員会内部で協議をした結果、不登校対策連絡会で不登校になった要因を的確に把握し、学校現場と情報を共有しながら心のケアを行うことのみではなく、学校でもない家庭でもない居場所づくりが必要であることに至りました。

つきましては、学校へ登校することができない、いわゆるひきこもり傾向がある児童・生徒に対しては、学校外で学んだり友達と過ごしたりできる居場所があります校外でのフリースクールで対応し、並行して、学校へ登校することはできるが教室に入れない児童・生徒に対しては校内でのフリースクールでの対応という二本立てで検討してまいりたいと考えております。

そのため、令和5年度に先進地への視察を行う予算も計上させていただいており、子ども達が安心して過ごすことができ、学ぶことができる居場所を提供するとともに、一人ひとりに寄り添ったサポートを行い、社会的自立や学校復帰を児童・生徒たちと一緒に目指していけるような、三郷町の実情に沿った居場所がありますフリースクールの設置に向け、関係機関との連携を図ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから不登校対策として、町長をはじめ、さまざまな関係機関ともフリースクールについて検討していただいて、また、今回、フリースクールも視野に入れた先進地の視察も実施する旨をお聞きして、フリースクール設置に向けて前向きに検討してくださり、感謝申し上げます。

フリースクールは居場所としての機能だけではなく、心のケアにも特化していると思います。不登校の子ども達は、そこに至るまでにさまざまな心の傷を負っていることが多く、学校に行けずに苦しみ、繊細な気持ちになっている場合があるので、学校、家庭、社会が寄り添い、共感したり受け入れたりすることが大切です、子どもの自己肯定感を高めるためにフリースクールという選択肢が存在すると考えております。

そこで、今、先進地などのことも言っていたんですけれども、フリースクール設置に向けて今後どのように進められるのか、また、スケジュール等が決まっていれば、取り組み等をお聞かせください。

また、不登校児童・生徒への支援のための家庭訪問、教育相談、別室登校、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携など、町外の民間施設を居場所としている子どももいるため、個々の状況に応じて、不登校児童・生徒への支援の充実につながるガイドラインの作成や、不登校で悩む保護者の方に対して、子育てに役立つ冊子を発行してはいかがでしょうか。

今こうしているときも、もんもんとした思いを抱えながら自宅で過ごしている子ども達があります。これからの不登校支援は学校内外における多様な学びの場の理解を深めていくことが重要であり、子ども達が安心して学べる環境を整備していくためにも、本町の不登校支援をより一層推進していただきますようお願い申し上げます。ご答弁をお聞きし、私の2問目の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今後のスケジュールですけれども、新年度に入りまして、できるだけ早いめに先進地のほうに視察へ行って、進めてまいりたいと考えております。

また、2点目のガイドラインや保護者に対する冊子についても、どういうものかをちょっと勉強させていただいて、今後、作成するかどうかの検討をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、私の1問目、メタバースを活用した子ども達の居場所づくりを質問させていただきます。

メタバース、名前だけは知っている方も多いと思います。コンピューターの中に構築された3次元の仮想空間やそのサービスを指します。非日常的な体験を気軽に楽しめたり、アバターという自分の分身のキャラクターを作って、メタバース内でほかの人たちと気軽にコミュニケーションが取れたり、また、ビジネスに活用することもでき、無限の可能性を秘めていて、非常に注目を集めております。

任天堂の「あつまれどうぶつの森」のCMで「あつ森」というゲームがあることもご存知だと思いますが、この「あつ森」も広義のメタバースの一種として挙

げられています。クリスマスシーズン等に品切れ、品薄になり、高額転売されていたことから、その人気の高さが子ども達の関心の高さを表していると言えるでしょう。

同時に、全国的に子ども達が、いじめ、性被害、児童虐待、ヤングケアラー問題等、あらゆる危険にさらされています。自分がされていることが悪いことやおかしいことだという認識がないために、誰にも相談しない、できない。また、どこに相談したらいいのかも分からない場合も考えられます。また、誰かに話すことで自分の親が怒られると思い、誰にも言わないケースや、加害者からは、こんなことが知られたら家族が大変なことになると子ども達の不安をあおって、ほかの人に言えないように口止めをするケースも多くあることが分かっています。

エスカレートすれば不登校やひきこもりの原因となり、最悪の場合、精神的にも追い詰められた子どもは自死を選ぶかもしれません。絶対にそんなことがあってはならないのです。

この春から三郷町でも、いよいよ待ちに待った子ども食堂が稼働する予定でしたが、残念ながら、先日の会議で5月8日以降の動向を見てからということになりました。子ども食堂は、ただ単に食事をするだけではなく、一緒に遊んだり勉強することで心を許してくれ、悩みを相談してくれたり、話を聞かせてくれる場として付加価値がある食堂を目指したいと考えていますが、子ども食堂に来られる子どもはまだいいです。家から出ることが嫌な子どもや知らない人と接するのが苦手な子もいるでしょう。低学年では保護者不在での単独での参加が難しく、もしかしたら保護者の中には子ども食堂に行ってはいけないという方もおられるかもしれません。

十人十色という言葉があるように、子ども達にも多種多様、それぞれの個性があり、考え方もみんな違います。私の小学生だった頃は十把一からげだったような対応の仕方にも多様性が求められる時代になってきています。私たち大人は、子どもたちが困ったとき、先生や周りの大人に助けを求められない子のためにも、誰にも知られず、こっそり好きな場所で好きなときにログインができる仮想空間の第三の居場所、サードプレイスを提供すべきだと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、澤議員のご質問にお答えさせていただきます

す。

全国的に令和4年10月27日に公表されました文部科学省の調査によりますと、小中学校におけるいじめの認知件数は59万8,499件で、令和3年調査に比べ9万6,725件増加しております。

また、福祉行政報告によりますと、18歳までにおける児童虐待対応件数は16万2,884件で、同じく令和3年報告に比べ7,286件増加しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子ども達の行動等にも大きな影響を与えております。人と人との距離が広がる中、不安を相談できない子ども達がいることも考えられ、悩みについても、従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりすることも考慮する必要があることから、周囲の大人が子ども達のSOSを受け止め、重層的支援体制として関係機関等につなげていくことが重要だと考えております。これまでも、スクールカウンセラー、心の相談員、作業療法士等による相談体制の充実を図り、未然防止と早期発見・早期対応に努めてまいりましたが、一方で、増え続けている学校や関係機関に出向くことができない子ども達への相談体制をさらに充実させる必要があると考えております。

さて、議員ご質問のメタバースの活用についてですが、メタバースとは、インターネット上に構築される仮想空間において、さまざまなサービスやコンテンツが提供されるものであります。また、多人数が参加可能で、参加者がアバター、いわゆる自分自身の分身を操作して自由に行動ができ、他の参加者と交流が可能であり、オンラインゲームに近い感覚で、子ども達にとっては触れてもらいやすい環境と言えます。

この空間内でアバター同士が近づくと対話が可能となり、同級生や先生に出会って挨拶することができたり、時間を決めて先生とコミュニケーションを図ることや相談に応じたりするといった活用方法が考えられます。

本町といたしましては、不登校の児童・生徒にとって学習支援につなげる一つの取り組みとしてメタバースを活用できればと考えているところであります。

そのため、令和5年度に、メタバースも含めたICTを活用した子ども達への取り組みを行っている先進地への視察を行い、行政だけで行うのではなく、民間のノウハウを生かすとともに、官民連携によりサードプレイスづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

内閣府の平成30年度の調査によると、ひきこもりの状態になっている40から64歳の人数は約61.3万人で、7年以上引き籠もっている者の割合が5割近くを占めており、長期化しております。きっかけは不登校からという人もおられます。

年度替わりでお忙しいと思いますが、子ども達の成長は待ったなしです。早急に先進地へ赴き、先進事例を持ち帰り、三郷町の新たな居場所となるスポーツパークに加え、先ほど高田議員が要望されたフリースクールも含め、子ども達が自分に合った学びの場や心地よい居場所選びにたくさんの選択肢を与えてあげていただきたいと切に願います。

有山楓ちゃんの痛ましい事件が起こってから来年で20年になります。学校支援ボランティアメンバー内でも高齢化が進み、以前から見守りが手薄な場所があることが気がかりでしたが、それをカバーすべく、要望したビーコンを設置してくださることになり、非常にありがたいです。三郷町内の全小学生がビーコンをつけていることで、子ども達が犯罪に巻き込まれ、傷つけられたり命を落とすことがないように、抑止力として大きな効果が期待できます。次は子ども達の心をも守っていただきたいと思います。

三郷町がファーストペンギンとなり、奈良県下だけでなく、全国の市町村をも牽引していただくことで、三郷町の知名度も上げ、子ども達がより暮らしやすくなる三郷町を目指していただくことを要望いたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。澤議員から答弁は必要ないということでございますけれども。不登校対策につきまして、先ほど高田議員、また澤議員からご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

今現在、不登校対策につきましては、先ほど高田議員からありましたとおり、フリースクールにつきましては、学校外、学校内、二本立てで今考えております。

学校外につきましては、先ほど澤議員からありました、FSS35キャンパスを利用して何かフリースクールを考えていきたいなというふうに考えております。

ただ、その運営であったり、いろんな詳細につきましては、ちょっと時間がかかりますので、先進地に行って、それを受けた内容で進めていきたい。できましたら令和6年度から運用できればなというふうに考えております。

一方、学校内につきましては、今現在、奈良県の教育委員会で令和5年度からスタートします学校内フリースクール制度を活用しながら対応していきたいなというふうに考えておりますので、学校内につきましては速やかに設置を進めていきたいなというふうに考えております。

また、メタバースにつきましては、私もちょっとはっきり分からないものですから、先進地の結果を聞きながら対応させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 2問目、紙おむつのリサイクルでゼロエミッション推進をお伺いいたします。

環境省が令和2年3月に発表した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインについて」によりますと、2015年度では一般廃棄物に占める紙おむつの割合は4.3から4.8%、2030年度には6.6から7.1%と推計され、地域によってはより高い比率となる可能性もあるとされており、高齢化率の高い三郷町では、もっと高くなる可能性もあります。

赤ちゃんのおむつはサイズも小さく、2、3年程度の限定なもので、遅かれ早かれいずれは必要でなくなるものですが、大人は使い始めると、亡くなるまでおむつが取れることはないと言っても過言ではないでしょう。長い人だと20年以上使い続けることもあり、まさに右肩上がりその数は増えていくことでしょう。

ユニ・チャームによれば、2010年度に子ども用1,350億円、大人用1,440億円だったおむつ市場が、2012年には子ども用1,390億円、大人用1,590億円と子ども用を追い抜き、既に逆転をしています。子ども用と比べると、おむつ自体のサイズも大きく、使用後のおむつは体積も4倍となり、重さは比べ物にならないほど重くかさばるため、おむつのごみの量がとても多くなってしまいます。

子育てをする中で皆さんも経験されたかと思いますが、自分を責めるものの一

つに紙おむつを洗濯機で洗ってしまうということ、あるんですね。気をつけているんですけども、子育てに疲れているんでしょう。子どもの洗濯物と一緒に紙おむつを入れて洗ってしまいますと、開けた瞬間、やっとうたと思うんですね。もう洗濯物にはついてるし、洗濯槽の中も、中のポリマーが破れて膨張して、えらいことになっているんですけども、もう半泣きになりながらポリマーをこそぎ取って、やったりした記憶もあるんですけども。

これが私、去年2月から認知症の父を引き取り、一緒に暮らしているのですが、父親が自分の脱いだ紙おむつを洗濯機に間違えて入れていたことがありました。そのときは、洗濯物を出そうと思ったら、やけに重たいから、これ、脱水できないんじゃないかと思うと、中から何倍にも膨らんだ、パンパンになった大人用の紙おむつ、パンツタイプなんですけど、出てきまして、そのときに思ったのが、大人用だからこれだけ頑丈にできているのかなと思ったんです。本当におむつのお化けという言葉がぴったりなぐらい重くてパンパンで、張り裂けそうになっているおむつだったんですけども。

一般の生ごみと違って紙おむつには高分子吸収材が入っているため、一度吸収した水分を逃がさない仕組みになっており、燃えにくく、完全に燃やすには多くの燃料が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素がより多く発生するとされています。

東京都環境局によると、一般ごみとして回収した使用済み紙おむつは水分を多く含んで燃えにくく、通常より高い温度の800度以上で焼却しなければならぬということで、炉への負担や燃料費増、環境への悪影響が懸念されています。

高齢者施設では、産廃業者に支払う処理費用が経営を圧迫し、重いおむつのごみの廃棄は重労働で職員への負担も大きい。負担は家庭でも同様で、ごみ保管場所への悪臭も深刻だとされています。

使用済みのおむつごみ、これ、週2回の回収だとすると、1回につき10キロ近くの重さになることもあるそうで、老老介護ではごみ出しも重労働になり、旦那さんを介護されている奥さんがごみ出しができないような状態で、だんだんと捨てられなくなり、ごみ屋敷となるケースも増加しているそうです。三郷町ではごみ出しのサポートがあるので、対象者にしっかりとサービスを教えてあげていただきたいと思います。

三郷町では、新ごみ施設で可燃ごみの処理を行う予定となっております、中

継施設でごみを積み替え、運ぶことになっております。重たくかさばるおむつがなければ、ごみを運ぶ量も回数も減り、費用負担も減ると考えます。紙おむつのリサイクルを行う考えはあるかどうか、お聞かせください。お願いします。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。澤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、本町におけるごみの資源化・減量化に関する取り組みを改めてご紹介させていただきます。

平成27年度から実施している資源ごみの分別回収をはじめ、剪定枝、刈り草、間伐材等の堆肥化やペレット化、信貴山地区をモデルとして始めた生ごみ資源化モデル事業、また、令和2年度からは、家庭系ごみの分別・リサイクルを促進するため、ごみ袋を透明及び半透明に指定いたしました。さらには、ごみ減量化に対する自主的な取り組みを促進するため、生ごみ処理機を住民に貸与する生ごみ処理機モニター事業などを実践した結果、令和3年度の資源化率は県内でも高水準である26.86%となりました。また、来年度には、さらなる資源化・減量化に向け、本町若手職員で構成するワンセブンプロジェクトの提案による「みんなで持ち歩こうマイボトル普及事業」や家庭ごみリユース事業などの事業を展開する予定としております。

さて、ご質問の紙おむつのリサイクルでございますが、紙おむつの生産量は年々増加傾向にあり、2018年には乳幼児用、大人用合わせて約235億枚が生産されており、乳幼児用では2010年の1.7倍、大人用では1.5倍となっております。高齢化が進む中、今後も生産量の増加に比例して消費量の増加も見込まれており、リサイクルを含めた処理方法については、環境省が令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用に関するガイドライン」を策定するなど、全国的な課題となっております。

現在、本町では紙おむつは可燃ごみと一緒に収集しており、分別収集を行っていないため排出量は把握できておりませんが、環境省のガイドラインで示されている一般廃棄物に占める紙おむつの割合で算出しますと、令和3年度の実績で230トンから256トンと推計されます。また、その処理については、他の可燃ごみと同様に焼却処理しております。

紙おむつについては、上質パルプ、樹脂、高分子吸収材といった素材で構成さ

れており、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能であると言われていています。紙おむつのリサイクルに取り組む自治体は全国でも数例しか見られませんが、紙おむつの適切な分別回収と再生利用により、焼却炉や埋め立て処分場への負担軽減、CO₂排出量の削減、資源の有効利用が可能となることから、民間企業においてもリサイクル施設の運営や市町村へのリサイクルシステムの導入提案を行っている事例もございます。

しかしながら、このようなリサイクルシステムの導入に当たっては、新たな収集体制の確立、収集時の衛生面の課題や臭いの発生、汚物を取り除く手間を要すること、また、分別回収によるプライバシーの問題など課題も多く、適切な処理に向けた運用方法の確立やリサイクル技術に関する知見の蓄積等、十分な検討が必要であると考えております。

今後につきましては、他町の導入事例も参考にしながら、紙おむつの再生利用を含む処理方法について調査研究、そして検討を進めていき、循環型社会の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 現在の状況をお聞かせいただきましたけれども。おむつをおむつとする水平リサイクルではなく、今、さまざま方法が試みられております。

株式会社LIXILは、国土交通省下水道局、豊田市上下水道局及び特別養護老人ホーム三九園というんですかね、の協力の下、高齢者施設に設置した紙おむつ処理機から出る産廃物、し尿を下水道へ排出し、影響を確認する調査及びごみ処理負担の軽減による自治体のごみ処理への影響とCO₂排出量の調査をする社会実験を始められており、国土交通省のプロジェクト「破砕・回収型紙オムツ処理による介護負担と環境負荷低減」の一つに採択されており、この社会実験の結果を踏まえ、各関係省庁や自治体、高齢者施設などの意見を聞きながら、本事業の事業化を進めていかれるような取り組みをされております。

福岡県大木町、人口約1万4,000人、2008年、全国で2番目に「もったいない宣言（ゼロ・ウェイスト宣言）」を行った大木町では、おむつの排出推定量が117トン、2011年の時点の推計です。燃えるごみの中の使用済みのおむつは11%と、いろいろ取り組みをされているんですけれども、先ほども言いました、紙おむつを紙おむつにする水平リサイクルだけではなく、紙おむつをペ

レット燃料にしたりと、たくさんの試みが全国的にされております。

いろいろと予算のこと、プライバシーの問題、たくさん課題はありますが、高齢者のおむつは確実に増加していきます。さまざまな事例を参考にし、三郷町に合った方法を確立していただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 県域水道一体化までの三郷町水道会計の累積赤字は、一般会計からの繰り入れで解消をということで質問させていただきます。

昨年の10月13日、第4回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開かれ、「今後の県域水道一体化の運営について」という資料が提出されました。その中の「奈良市不参加での県域水道一体化の経営見通しと今後の運営についての考え方」の財政ルールの項で、「2月17日、第2回協議会了承どおり」として、「資産等の引継ぎ」として、2025年度の「統合までに生じた累積欠損金は当該団体において解消しておく」、このように記されております。県域水道一体化について、当初は、市町村の水道会計の累積赤字、累積黒字、いずれについてもそのまま企業団に引き継ぐとしていたものを方針転換したものであります。

三郷町の水道事業は、自己水をやめて県水一本化したことや有収率の低下などの影響で近年、大きな赤字となっております。ついては、次のことにお答えをお願いいたします。

一つは、県域水道一体化までの水道会計は多額の累積赤字となると予想されますが、町の見通しはいかがですか。

二つ目、住民生活は物価高と賃金の伸び悩みでますます苦しくなっています。累積赤字が生じて、住民の暮らしを痛めつける水道料金の値上げはせず、一般会計からの繰り入れで解消すべきと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員のご質問にお答

えいたします。

県域水道一体化に関しましては、令和7年度からの事業統合に向け、令和5年2月1日に水道事業の統合に関する基本協定書が奈良県をはじめとした28の参加団体の間で締結され、同時に奈良県広域水道企業団基本計画が承認されました。これをもって、本年4月の法定協議会設置に向けた規約の制定等、関係議案を本議会に上程しているところであります。

議員おっしゃるとおり、基本計画の中で資産等の引き継ぎに関しまして、累積欠損金がある構成団体は令和6年度中に累積欠損金を解消しておくということと明記されています。

まず、ご質問の累積赤字の今後の見通しでございますが、水道事業会計では、平成30年度に自己水を廃止し、県水受水100%への転換や料金値下げの影響から、毎年、損失が発生している状況であり、令和3年度決算での累積欠損金は約7,500万円に及んでいるところであります。一体化まであと2年余りとなりましたが、今年度以降も単年度での損失は続く見込みであることから、一層の経費縮減への取り組みや利益剰余金の取り崩しを行い、累積欠損金を最小限に抑えるよう努めてまいります。

次に、欠損金が生じても水道料金の値上げはせずに一般会計からの繰り入れで解消すべきとのご質問でございますが、水道事業会計におきましても、近年の物価高騰のあおりを受け、義務的経費の上昇を余儀なくされている状況であります。住民生活に直結する水道料金については、価格の据え置きに加え、コロナ減免を令和4年9月から令和5年3月までの7か月間実施するなど、特段配慮を行っているところでございます。最終的な累積欠損金の処理方法、特に一般会計からの繰り入れにつきましては、水道事業会計においてあらゆる対策を講じた上で、町の財政部局とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁をいただきました。

水道事業の管理者は森町長になっております。それと、私は一般会計から繰り入れて累積赤字を解消すべきだと思っています。一般会計との関連もありますので、森町長にお聞きをいたします。

先ほど部長からもありましたけども、水道事業会計、この2022年度の決算

についても、配付された予算書を見ますと、2022年度の損益計算書では9,141万円の赤字になっております。2023年度についても9,331万円の赤字決算になるという、当該年度で9,331万円の赤字になるという予算が提案されております。県域水道一体化の2025年度までには、かなりの額の累積赤字というふうになるということは明白でございます。

改めてですけれども、町民の暮らしを守る、物価高から町民の暮らしを守るという立場で、あと移行までにもう少ししか時間もありませんもので、一般会計からの繰り入れで累積赤字の解消をするということではいくべきじゃないかと。住民の方にも、町民の方にも安心感を与えるべきじゃないかというふうに思いますけれども、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 久保議員の再質問にお答えしたいと思います。

ほとんどの答えは、先ほど環境整備部長、水口部長が言ったとおりでございます。今この時点でどうするかというのは、あと2年あるわけでございます。経費節減に努めます。ただし、金額が大きいことは、それは事実でありまして、私も認識しているところですが、この時点で、じゃ、全て一般会計で繰り入れるということではなくって、経費節減も含めます。ただし、値上げをするつもりは今のところはありません。ありませんが、住民さんに負担をかけるということは、せっかく一体化で非常に安定した値段になるということも踏まえまして、この2年間を、やっぱり今よりも下がるのに、今この2年だけ上げるといふのもおかしい話になると思います。

しかしながら、やはり今ここで全てを一般会計になったら、経費節減をする努力をやっぱりやってみたいんですね。そうでなかったら、簡単に一般会計から繰り入れるとなったら、多分なんですけど、もうそれでええわ、そんで水道課のほうとしても、もうそれでええやん、もう経費節減なんかせんでもええやんというようになってしまいますので、あくまでも経費節減をした中で、1年後には結論を出したいなと思っております。

ですから、ほとんど環境整備部長が言うた内容とは変わりませんが、今のこの時点で、はっきりと繰り入れをするという答えは、ちょっと今ここでは持ち合わせていないということでご理解いただければありがたいなと思います。

議長（伊藤勇二） 2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について質問します。

過重負担に苦しむ教員の労働条件を改善するために、昨年6月に運動部活動の地域移行等に関する検討会議提言がまとめられ、2023年度以降に休日部活動の地域移行を着実に実施するという指針が示されました。それを受けて、全国各地で実践研究を行い、その成果を普及することで地域移行の全国展開につなげようと事例集も出しました。

しかし、事例集には、受け皿となる組織が不足している、そもそも存在していないという課題があることに加え、組織の運営力や財政面での懸念も存在し、運営団体を持続可能な形で確保していくことについては、多くの地域で課題と認識しているとあります。

講じられた対策の項目でも、当面は受け皿を担いながら十分に収入を得て持続的に運営できる体制を構築できる組織は少ないとあります。受け皿となる組織が不足している現状に対して、スポーツ庁は昨年12月27日に、2023年度からの3年間で集中的に地域移行を進めるという当初の方針を撤回し、国としては一律に定めず、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」と軌道修正をするガイドラインを公表しました。

三郷町の現状と今後の見通しについてお答えください。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

国では、学校部活動が近年、少子化の進展や教職員の恒常的な時間外勤務を背景に、将来に向けて持続可能な運営が困難になることを見込んでおり、こうした状況を打開するため、学校部活動の地域連携や地域クラブへの移行への改革を打ち出しております。

これを受け、スポーツ庁は、議員がおっしゃるとおり、当初は地域移行の達成時期を中学校は令和7年度末までとしていたものを、昨年12月には、受け皿となる組織や指導者不足など、さまざまな課題が山積みしている地域が多数あることから、達成期間を設けずに「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とした新たなガイドラインが出されております。

このことから、本町といたしましては、地域の受け皿として、三郷町スポーツ協会、元気ひまわりクラブ三郷をはじめ、各種スポーツ団体、そして昨年7月に包括協定を締結しております奈良クラブ等のご協力を得て進めていければと考えております。

また、指導者の確保につきましても同様に、先ほどの各種団体の皆様にご協力をお願いするとともに、県が地域連携・移行を総合的にマネジメントするための人材バンクを設置することから、そちらとも連絡調整しながら、活用してまいりたいと考えております。

また、地域団体や民間事業者が部活動の運営主体となった場合、会費などの家計負担が重くなると困窮世帯の生徒が参加できない事態を避けるため、新たな保護者負担を国が支援することも示されております。

つきましては、まずは関係部署及び中学校とも話し合い、課題を解決しつつ、近隣市町村の状況を参考にしながら、昨年9月の一般質問で木口屋議員に答弁させていただきましたとおり、令和7年度末の実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 三郷町では受け皿があるということで、当初の予定どおり、2023年度からの3年間で移行できるというふうな回答だったと思いますけれども、例えば陸上部などはいろいろな種目がありますけれども、そういった部も含めて、大体3年間で移行できるという答えでよろしいのでしょうか。確認です。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、いろいろな団体をお願いするというふうに答弁しましたけど、それでも賄えない場合は、先ほどお伝えしたように、人材バンクとかもあるので、その辺は県とも調整しながら、あらゆる種目に対応できるような体制で臨んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 三郷町では大体3年間でできる見通しだということだった

と思います。

学校の先生が、やっぱり過重負担を減らすということが最大の目的ではありませんけれども、昨年12月に出されたガイドラインを見ますと、やっぱり生徒側からのことも書かれておまして、1週間当たりの授業日数は29単位時間、24時間10分ですけれども、その一方で、中学生がそういった部活動に充てる時間というのが、それに匹敵する程度の長時間になってしまうというような、生徒達にアンケートをした答えで、平成29年度に行ったアンケート調査では、かなりの生徒がやっぱり長時間、部活動を行っているというような結果が出ております。そういったことは、子ども達の負担とかいう観点から考えてもやっぱり問題だというようなことが書かれております。

こういったことも踏まえて、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は平日で2時間程度、休業日は3時間程度を基準とするということにしています。教師だけでなく、成長期にある生徒側から見ても、このことは大変大事なことだと思っています。

三郷中学校の現在の部活動の時間を見ても、通常の練習は大体3時間ぐらいかと思いますが、試合のときは5時間から、長いときは10時間というようなこともあり、先生方のこういった負担が大変大きくなっていると思いますのでね。これから3年かけて少しずつ移行して行って、3年たったらほぼ移行が完了するような感じなんですけれども、いろいろな問題も、平日は学校の先生が指導して土日は地域でということになると、やっぱりいろいろな、中学校と地域での連携とか、そういった問題もあり、そのことがメリットになる場合もありますし、また、逆にデメリットになる場合も考えられますので、そういったことも、さまざまな問題についてもちゃんと考えながらやってほしいと思います。

一番の問題は、やっぱり先生方の負担を減らすというところから話が始まっておりますので、その辺がちゃんと考えられながら移行できるようにと思っておりますけれども。

議長（伊藤勇二） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

確かに中学校の部活動の移行につきましては、先生方の働き方改革の一環とし

て導入されたわけでありまして、当初はやはり休日の移行をということで国も示しておりますし、県のほうもその方向で今現在、進んでおります。

本町にありましては、まず受け皿となるスポーツ協会、また、ひまわりクラブでどういった種目がいわゆる受けてもらえるのかというところの話し合いをしながら、また、部活動には一定、生徒指導上の取り組みも含まれておりますので、そういったことも、先ほど部長の答弁がありましたとおり、問題をまず洗い出して、それを解決しながら、受け皿となる所と協議をしていきたい。

3年以内で必ずできるかというところ、ここで、ちょっと申し訳ございませんが、明言は避けたいのは、全ての部が3年以内でできるかというのは、この段階ではまだちょっと分からないです。ただし、3年かけてできる所はやはり進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） では、2問目の質問に移ります。選挙の投票率向上のためということですので。

前回の統一地方選挙での三郷町の投票率は、知事選が46.07%、県議選が45.52%、町議選が52.05%で、県平均や平群町、斑鳩町と比べて低い投票率でした。三郷町は坂道が多く、高齢化が進んでおり、選挙に行きたくても投票所に行くことができないという声をたくさん聞いています。

例えば私が住んでいる夕陽ヶ丘では、以前は東部自治会館が投票所でしたが、夕陽ヶ丘の自治会館の建て替えのときに東信貴ヶ丘自治会館に変更されました。夕陽ヶ丘の人たちは、今までは坂を下ったところにある東部自治会館だったのが、東部自治会館の下ったところから逆に、すごい高い、きつい坂を上らなければならなくなりました。何とかならないかという声が選挙が近づくと多数寄せられます。また、信貴ヶ丘も、行きはよいよい帰りは怖いということで、行きしなは下り坂なんですけど帰りはきつい坂を上らなければならないというような状況です。

2019年9月議会で南議員の一般質問に対して、高齢化に伴う投票所への移動が困難な方への対策は生駒郡内共通の課題であり、生駒郡選挙管理委員会連合会でも先進地域への視察等を行いながら、随時、情報を共有し、意見交換しなが

ら、本町の特性に応じた移動支援の実施に向けた方向性を示したいという答弁でした。投票率向上に向けて、この間どのような取り組みをし、今後どのようにしたいと考えていらっしゃいますか。ご答弁をお願いします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本年4月に統一地方選挙が執行されますが、前回4年前の統一地方選挙では、議員ご指摘のとおり、県平均や平群町、斑鳩町と比べて低い投票率となっております。その後、執行されました国政選挙では、令和元年の参議院議員通常選挙が50.43%、令和3年の衆議院議員総選挙が61.82%、令和4年の参議院議員通常選挙が55.93%であり、平群町、斑鳩町と比べると低いものの、いずれも県平均、国平均を上回る投票率となったものであります。

前回の一般質問でも回答させていただきましたが、投票率の向上のため、本町では、町広報、ホームページにおける選挙期日・投票所等の案内、病院や滞在地などで投票できる不在者投票の案内に加えて、国・県の選挙では、転出者で本町に選挙権がある方には個別に案内文書を送付するなど、投票の機会を失わないよう努めております。また、選挙当日には、防災行政無線を使用し、啓発放送を行うとともに、前日・当日の公用車による啓発巡回も随時行っているところでございます。あわせて、若年層の政治的関心を高めるため、地元の西和清陵高校へ奈良県選挙管理委員会と合同で選挙出前授業も実施しております。

次に、議員ご質問の投票所までの移動が困難な方への対策、いわゆる移動支援についてであります。平成28年の参議院議員通常選挙から投票所を1か所増設しましたが、依然として地域によっては、坂道が多く、高齢化等により投票所までの移動が困難になっている状況があることは承知しております。

前回の一般質問の後、移動支援として移動式投票所を検討するため、実際に先進地に視察も行い、実施に向けて検討してまいりましたが、移動式投票所については、投票所の統廃合等の代替措置的な側面が強く、人員確保や本町の地形的な特性による駐車場所の問題もあり、最終的には本町にはなじまないと判断したものでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、選挙に行きたいが行くことができない有権者の投票機会を確保することは、投票率向上の観点からも大変重要であると考

えております。このことから、例えば、予約制乗合タクシーを利用した公共交通支援や、巡回バスなどを利用した直接的支援など、さまざまな観点で利用条件や費用面なども含めて検討しながら、本町の具体的な移動支援の方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 視察に行ったりとか、いろいろと検討をされていることは分かりましたけれども、前回、南 真紀議員が質問したのが2019年で、ちょうど統一地方選挙の後だったので4年間あったわけですがけれども、具体的にどうのこうのというのが、なかなか進んでいないという状況ですね。

今回の4月にはとても間に合わないとは思いますがけれども、今おっしゃったデマンドタクシーの利用だとか。各地域を回る移動式の投票所とか、そういったのは投票所を減らしたところが採用しているというふうにおっしゃっていましたがけれども、投票所を減らしたところでなくても別にこういうのっていいんじゃないかなと私は思っています。投票日はとても無理ですがけれども、期日前に例えば自治会館を1時間ずつ巡っていくとか、そういうようなやり方でやるという方法は考えられるんじゃないかなと思っています。

デマンドタクシーも、コロナワクチン接種のときに利用されたように、無料とか、あるいはもうちょっと、100円ぐらいで乗れるとか、そういうふうな方法もあると思いますので、誰でもが利用しやすい方法をぜひ考えていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

議長（伊藤勇二） 1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5 番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問、「う歯のある子どもを減らすには」を質問させていただきます。

「ウシ」というのは、モーモー鳴く牛のことではありません。「ウ」という字は当用漢字になるのはややこしい字なんです。だから一般には平仮名で書きます。またお帰りになったら辞書でも参考になさってください。「シ」は「歯」という字ですね。

齲歯とは一般にいう虫歯のことです。歯のエナメル質、象牙質などの固い部分が侵されることで、いわゆる虫歯菌の酸で歯が溶かされる病気を齲蝕とも

いいます。齲齒ともいいますし、齲蝕ともいいます。

齲齒は発展途上国には少ないのです。といいますのは、お菓子とか糖分をあまり取らないんですね、一番の大きな原因は。先進国では糖分の、お砂糖の入った飲み物、お菓子類を好んで摂取いたしますね、子どもから大人まで。私も大好きなんですけれど、甘いものが。お酒は全く飲めませんので。それで虫歯になりやすく、一種の文明病とも言われております。

特に10歳から18歳の子ども達がかかりやすく、中学生では、治療済みの歯も含め、処置済みの歯も含めて、齲齒が自分の中にある、要は現在、虫歯を持っている、治療済みという子ども達は大体70ないし80%と言われております。虫歯治療は早ければ早いほど痛くないですし、軽くて済みますし、子どもの小さいときの日常の食習慣と、あと、口腔ケア、口の中のケアが大切と言われております。

歯の表面はエナメル質でできておりますし、小さいお子さんたちの乳歯は薄くて柔らかいので進行が速く、虫歯になる進行が速いんですね。また、痛みもあまり感じられないそうです。それで短期間で広範囲に虫歯に広がり、なりやすいとも言われております。どうせ乳歯は生え替わるのだからとのんきな気持ちでいますと、数か月で神経まで進行して、手の施しようがない大変なことになる場合があります。

また、乳歯が生え替わって永久歯になりますね。そのときに虫歯をおろそかに、治療しなくて放っておくと、今度、永久歯がずれて生えたり、歯は一生ものだからね、永久歯は。十分にかみ合わせがいかなくて、かみづらい、食事がしにくい、力が弱い、また、歯並びが悪くなる、顎の発達や成長に大きな影響もすると言われております。

爪や髪の毛の皮膚は、髪の毛もあまり再生しない場合もありますが、基本的には再生いたしますが、永久歯を失うと、一生、歯なしの生活になり、話にならないということになりますね。歯は大切な一生ものであり、小さい子どもの頃から自分の歯に関心を持たせ、定期健診を受ける、また早期の治療もするなど、親御さんも一緒になって管理、そういうことをしていただきたいと思っております。

また、乳歯は、先ほど言いましたように、永久歯に比べて有機質が多く、酸の化学反応の影響を受けやすく、また、子どもは糖分の多い甘いものが大好きなものですから、それがまた一番の虫歯の要因であります。自分では、小さいお子

さんほど十分なブラッシングも行えないというのが実情であります。そういうこともあって虫歯になりやすく、そして隣の歯もまた虫歯に侵されるということになるわけですね。

大人に比べまして子どもさん、小さい子どもさんほど、顎、口、そして歯も小さく、治療もしにくい、またケアもしにくい、また発見が遅くなる、そういったことがありますし、また、先ほど言いましたように、虫歯になる進行が速いわけですね。それから、骨の髄まで侵されることもあります。虫歯の要因は歯の質、それから細菌によるもの、あと、糖分を摂取するため、あと、発見が遅れて治療の時間が遅れるということ。歯は一生ものであります。

私は歯と目はすごくいいですね。視力も、自慢じゃないですが、眼鏡をかけたことがありません。1.0あります。それと、歯も定期健診を受けておりますので、歯は一生ものでありますから。虫歯になりかかった治療はしたことがありますけれど、歯が痛くなった経験もないですし、全部自分の歯で、入れ歯とか差し歯はございません。その分は、やっぱり歯が丈夫ですと長生きすると言われておりますので、あまり長生きしたくもないのもあるんですけども。皆さん、歯は大切にしていきたいと思えますね。

それと、先ほど言いましたように、子ども達が虫歯にかかる率は非常に高く、一つデータによりますと、1歳児で虫歯にかかっている子ども達、10%、2歳児で40%、3歳以上で何と70%と言われております。三郷町におけます乳幼児の健診、それと子ども達、小学校、中学校とあるわけですが、その歯科の健診はどのようになっておりますでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

その結果、虫歯とかの状況ですね。治療が必要な状況とか、その辺もお聞かせいただきたいと思えます。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、齲歯とは虫歯のことを意味し、口腔内の細菌が飲食物に含まれる糖分を栄養として作り出した酸によって歯が溶かされる病気のことをいいます。

また、歯周病は、細菌の感染によって炎症を引き起こし、歯を支える骨や歯肉が溶けていく病気のことで、齲歯と歯周病は歯科の二大疾患と言われております。

この二大疾患は、成人期になると心臓病や内臓疾患、認知症等の重症化リスクの要因となり、子どもの頃から歯磨きなどのケアを習慣づけることが予防対策として最も効果的であると実証されています。

このようなことから、本町では、妊娠届時の妊婦に対し、歯周病検診を勧奨するなど、妊娠期から歯の健康づくりを啓発し、歯の疾患に対する意識を高め、子どもの歯の健康を守ることにつなげています。

さて、本町における乳幼児、小中学校の歯科健診の状況についてでございますが、まず、乳幼児は1歳半及び3歳半健診時に歯科健診を実施しており、小中学校では、全学年の児童・生徒を対象に毎年、健診を実施しています。

また、健診の結果につきましては、令和3年度実績で、1歳半は齲歯の被患率がゼロであり、3歳半では7.6%、小学校では22.6%、中学校では4.4%の被患率でありました。

本町における健診の状況及び結果につきましては、以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 虫歯や歯周病は生活習慣病とも言われ、初期は自覚症状がなく、日頃のケア、定期的な健診が大切と言われて、そしてまた早期発見・早期治療が一番重要となっています。毎日、歯磨きだけでは落とせない汚れもありますし、また、歯石とかステイン、ステインは着色という意味ですね。ちょっと歯が黄ばんだりします。皆さん、コーヒーとかお茶を飲んでも必ず後、ゆすいでくださいね、お白湯か水で。それが着色して。私はやっぱり気をつけていても、何年かに1回は、きれいに取っていただいています。やっぱり歯が黄色いよりは白いほうがいいと思いますので。歯は命ですので。着色のステインなどは歯科病院へ行かないと取れません。健康な歯を保っている人は、先ほど言いましたように、長寿にもつながると言われております。

日本は世界一の長寿国ではありますが、平均寿命と歯の寿命には差がありますので、日本ではね。だから、平均寿命よりも早くに歯が悪くなる、歯を失っていることが、そういう方が多いわけですね。例えば男性は、2021年の平均寿命が81.47歳です。女性は87.57歳に対し、残っている歯はそれよりも短く、歯のない、話にならない歯なしの生活が男性は12年、また女性は19年も続くと言われております。つまり、子どもの頃より定期的な健診、また虫歯や歯周病の予防をしていくことがいかに大事かということですね。歯は失ったら、永

久歯は元に返りません。

先ほど答弁ありましたように、歯周病はいろいろな病気の原因に、内臓の病気にもものすごく深く関係しております。心臓病、いろいろな内臓の疾患、また認知症も早まると言われております。先だって岸田総理が、やっぱり歯は大事だということで、歯の健診にすごく力を入れると国会のほうで答弁をされていること、たまたま私も聞きました。今ほど言いましたように、歯のケアは全身病とも大きく関わっており、いかに大切かということで、歯の健診、また未然の予防、治療には力を入れていただきたいと思いますので、町としては、これから歯のケアに関して、いかに大切かということ、広報を通して時々、掲載していただければ、お知らせしていただければと、町民の健康のために、いただきたいと思います。この件はいかがでしょう。

それと、先ほど町の数値を聞かせていただきましたが、奈良県、また国との比較は、三郷町との比較ですね。そのことはどのようになっておりますでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、国や県の齲歯の被患率につきましては、令和3年度実績で、1歳半では、国1.1%、県0.68%、3歳半では、国11.8%、県12.3%、小学校では、国39%、県41.3%、中学校では、国30.4%、県27.4%となっております。

議員ご質問の国及び県との比較についてでございますが、本町の子どもは全ての年齢層において国・県の平均値を大幅に下回り、齲歯の被患率が非常に低いという結果になっています。

本町といたしましては、この結果に満足することなく、齲歯のある子どもを減らすため、乳幼児健診等の機会を捉え、引き続き保護者の皆様に歯の健康について啓発等を行い、より一層、歯科疾患の予防を推進してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 県と国との数値の比較で三郷は随分優秀だなと思いました。

しかし、小学校のお子さんたちは結構、23%近い罹患率でありますし、小さい

お子さんは、乳児とか幼児は親の責任だと思います、半分ね。やっぱり小さいときから習慣づけるということが大事でありますので、引き続き親御さんには、小さいお子さんたちにはしっかりと歯のケアをしていただくと。あと、小さいときに習慣づけられると、やっぱりきちんと歯のケアは、歯磨きなんかはきちんと、幼稚園、小学生、中学になったらちゃんと習慣づけられると思います。しかし、先ほど言いましたように、永久歯を失うと、もう一生話にならないという生活になりますので。県・国に比べるとかなり優秀だとは思いますが、小学生はかなり、二十何%ありますので、引き続きいろいろな、歯に関しては国のほうも取り組むと言っておりますし、広報で時々、定期的に歯のケア、虫歯予防、また治療ということには時々、広報で呼びかけていただくことをお願いいたしまして、お答えは結構ですので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。一問一答方式で行います。

10番（辰己圭一）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、今期最後の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず一つ目ですが、三郷町立図書館に雑誌スポンサー制度の導入の検討をということで質問をさせていただきます。

数年前から、公立図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部、または一部を企業・団体が負担をし、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度を導入する自治体が全国的に広まっております。

奈良県においても奈良県立図書館、すいません、これ、正確には奈良県立図書館情報館です。訂正のほうをよろしくお願ひいたします。そして、そのほかに、大和高田市、大和郡山市、生駒市、天理市、香芝市、大淀町、田原本町、近隣では上牧町などが既に導入をされています。

この雑誌スポンサー制度はどういったものかといいますと、例えば、図書館が選定した人気のある子どもの絵本や雑誌の購入費をスポンサーに負担していただき、代わりに、絵本や雑誌などの最新号に透明のビニールカバーなどをつけて、カバー表面にそのスポンサー名と、カバー裏面には広告を載せてある仕組みが一般的だと言われております。この制度はもともと、岐阜県岐南町の図書館で職員が発案して初めて導入されたようですが、それ以来、図書購入費の新たな財源を確保しつつ、また、地元企業のPRや町民のサービスの向上にもつながる有効な

施策として注目されております。

三郷町の図書館では、町民に対して利用者一人ひとりが満足できるよう、充実した資料の収集や豊かな情報の提供と、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、電子図書も含め、本をいつでも、どこでも、それぞれのニーズに応じた方法で提供できる図書館づくりに努めていて、多くの人に来館してもらおうと、イベントなど、さまざまな行事を通して図書館の魅力を最大限にアピールし、独自のアイデアで工夫を凝らしています。

ぜひ、この三郷町でアイデアの一つとして雑誌スポンサー制度の導入を検討してはいかがでしょうか。一つでも二つでも雑誌スポンサーを希望する企業があれば、その分で新たな図書の購入ができますので、この制度を導入して損はないかと思えます。町のお考えをお聞きしたいと思えますが、再質問の必要がないすばらしい答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

三郷町立図書館は、生涯学習推進のための基盤施設として、住民の方々が求める情報を提供できるよう、資料の収集、整備、保存に努めております。

令和3年度決算では、雑誌42タイトルを約138万円で購入し、その貸し出しは年間1万6,041回で、多数の住民の方々にご利用いただいていることがうかがえます。

さて、議員ご提案の雑誌スポンサー制度であります。図書館で購入している雑誌タイトルの中から企業が希望する雑誌の購入費をご負担いただき、その雑誌に企業名等を掲載し、PRするものでございます。

奈良県内では、県立図書情報館をはじめ、生駒市、天理市、田原本町、上牧町の図書館が、スポンサー企業等の事業活動の促進と図書館の雑誌の充実を図るため、この制度を導入されており、それぞれの実績として、県立図書情報館では9社、10タイトル、生駒市では11社、25タイトル、天理市では19社、21タイトル、香芝市では10社、10タイトル、田原本町では10社、13タイトル、上牧町におきましては、募集しておりますが、実績なしとのことでございます。

企業側にとっては、図書館の来館者や雑誌を利用される多くの方々の目に留ま

り、自社の地域貢献活動を広く町民の方々に周知できるメリットがございます。

また、本町におきましても、雑誌購入費の新たな財源を確保することができるため、双方にメリットがあり、大変有効な施策であると思われれます。

つきましては、住民サービスの向上につながるこの制度を本町図書館の新たな取り組みとして、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、二つ目の高齢者ボランティア・ポイント制度について質問をさせていただきます。

以前から、町内でボランティア活動をされている方に対して町として何か支援できないのかと、町民の方からの声を聞きます。例えば、夏の暑い日は飲料水を支給するとか、冬の寒い日は、もみじ湯や信貴の湯などの入浴券を渡すなどの支援をしてはどうか、そういった声をお聞きして、何かやりがいを感じてもらえる制度はないものかと考えておりました。ボランティアをしていただいている方々は見返りを求めている気持ちがないことは分かっています。しかし、ボランティアは好きでやっているのだから放っておいていいということには当然ならないかと思えます。

そこで提案ですが、今後も、町民のために、そして、ご自身の介護予防のために、ボランティアで関わっていただける方々を持続的に確保できるように、高齢者ボランティア・ポイント制度を検討してはどうでしょうか。

具体的にどういった制度かといいますと、高齢者の皆さんがボランティア活動を通じて積極的に社会参加をし、介護予防につなげていただくことを推奨・支援するための制度です。そして、活動の成果に応じて交付金やお買い物券などと交換することもできます。

この制度を実施している自治体がありまして、通告書の左下にも書いておりますが、青森県の青森市では、市の担当課と社会福祉協議会と連携をして実施されておりますが、ボランティアを行いたいと思っている方が実際に活動するきっかけとなるよう、高齢者の皆さんの社会参加により、生きがいつくりや介護予防につなげることを目的として、市が定めた地域福祉のボランティア活動に応じてポイントが付与され、得たポイント数で、地元で使える商品券や市営バスカードの

還元品と交換できるようです。

また、岐阜県の可児市では、高齢者の移動支援や見守り事業、子育て世代の安心づくりとして防犯パトロールや子ども食堂、幼稚園・保育園などの見守り・事業協力、キッズクラブや本の読み聞かせなどなど、市が指定するさまざまな活動を対象として、ボランティアを行うごとにポイント手帳にそのポイントのシールを貼って、ポイントがたまれば地元で使える地域通貨に交換ができ、可児市独自の取り組みを行っており、地域貢献を行いながら自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組み、地域の支え合い活動の育成と支援をされております。

ほかにも実施されている自治体もたくさんあるのですが、この高齢者ボランティア・ポイント制度は、報酬という意味合いではなく、せめて町からのお礼の気持ちを表す方法がないかと思い、還元品と交換できるポイントを付与する制度の提案をさせていただきました。

この三郷町でボランティアをされている高齢者の方はどれくらいおられるのか、私自身、把握はできておりませんが、わずかでもポイントを付与するようなことを検討すれば、より一層やりがいを感じていただけるように思いますが、町としてのお考えを聞かせてください。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、辰巳議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

ボランティアとは、自分自身の自由な意思によって社会貢献や福祉活動等に進んで行動する方のことですが、ボランティアといっても町民や地域・団体の活動もあれば、企業活動を通じた地域貢献、スポーツやイベントの運営ボランティア、そして、一度災害が発生すれば、すぐさま駆けつけてくださる災害ボランティアなど、さまざまなボランティア活動があります。

本町においても、多くの方がさまざまなボランティア活動をされており、安心・安全で住みよいまちづくりに貢献いただいておりますことに心から感謝を申し上げますところでございます。

さて、議員がおっしゃいます高齢者ボランティア・ポイント制度は、高齢者の社会参加を促進し、地域貢献・地域の活性化につながるとともに、高齢者自身の健康増進も期待でき、元気な高齢者が持続可能な生き生きとした地域社会構築のための取り組みであると考えております。

議員が参考に挙げていただいております青森市では平成29年10月から、岐阜県可児市では平成26年4月から実施されていますが、ボランティア活動へのポイント付与を進めるに当たっての取り組みについては、参加へのインセンティブや参加者のデータ収集、多様な団体との連携にもつながることが期待される一方、対象の偏りや費用対効果などの点について、社会的に理解の得られる範囲を見極めながら進めることが重要であると考えております。

また、実施に当たりましては、ボランティア活動といっても多種多様であり、ポイント付与対象の選別を行わなければならない、ボランティア活動へのあつせんを町から行うのか、また、ポイント管理などをどのようにしていくのかなど、さまざまな課題があります。

さらには、地域の支え合いの仕組みづくりにおいて、ボランティア制度の在り方も踏まえ、まずは具体的な支え合いの事業の内容や方法を検討する必要があると考えております。

これらのことから、さまざまな課題が考えられるため、関係課、関係機関と協議し、他団体の取り組み状況などを情報収集し、三郷町らしいボランティア制度を構築していくため、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ただいま部長から答弁をいただきました。さまざまなボランティアをされている方がおられるということで、今の答弁をお聞きした限り、前向きに検討をしていただける、そういうふうに理解をさせていただきました。

ここ数年はコロナの影響で、いろんな活動の多くが制限されたり中止となっておりますが、地域で支え合うためには、高齢者の方々のボランティア活動は今後ますます重要になろうかと思っております。

先ほど、還元品と交換できるポイント付与の提案をさせていただきましたが、ポイントをひよっとしたら使わない方もおられるかもわかりません。そういった高齢者の方は、付与されたポイントによって、例えばですけども、町から贈られる感謝状や各種賞の授与の判断材料にしてはどうでしょうか。

また、肝心の財源はどうするのかといった問題があるかと思えますけれども、厚生労働省の持続的な予算確保のための取り組みとして、市町村が地域支援事業を行うことにより、要介護状態または要支援状態となることを予防し、地域支援

事業を実施するために必要な費用を市町村に交付する地域支援事業交付金があります。既にご存知かと思えますけれども、詳しくは厚生労働省老健局のボランティア・ポイント制度導入の運用手引に載っております。参考までに申し上げておきます。こういった交付金を活用していただきまして、ぜひ三郷町独自の制度を期待しておりますので、今後よろしくお願いたします。

最後に答弁をお聞きしまして、私の一般質問を終えたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、辰巳議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど地域支援事業交付金のお話をいただいたんですけども、その件につきまして、まずは高齢者ボランティア・ポイント制度については、介護予防の方策の一つとして、地域支援事業の交付金を活用して、介護予防のボランティア活動の実績に応じてポイントを付与する制度ということで、厚生労働省のほうからも発出しておるのは理解しております。

また、三郷町におきましては、社会福祉協議会のほうにおいて、住民参加型の有償ボランティア活動でありますワンコイン生活支援サービスがあります。こちらにつきましては、現在20名の方が登録されておまして、利用者は50名ほどおられます。利用料金につきましては30分500円で、1時間で800円ということでございます。そのうちの8割がボランティアの方へ支払われるという有償ボランティアの制度でございます。

これらのことから、本町でもさまざまなボランティア活動をされておられる方がたくさんいらっしゃることから、先ほども申し上げましたが、町が主体となるのか、社会福祉協議会がするのかとか、その辺、関係機関としっかり協議をしながら、三郷町にふさわしいボランティア制度の構築を目指すために、まずはしっかりと調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 10番、辰巳圭一議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後2時20分とします。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時20分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、公園樹木の管理についてご質問させていただきます。

公園の樹木は、形を整えたり枯れ枝を落とすなど剪定を行っておりますけれども、毎年行っているわけではございません。成長し、樹木が密集して周辺の土地へ越境、大量の落ち葉が付近の道路に散乱します。その清掃に周辺の住民に負担を強いられているのが現状でございます。

また、近年、強風により樹木が倒れる事故や、幹を腐らせる腐朽菌により樹木の根元が腐り、突然倒木する事例も発生をしております。家屋や付近の道路に倒れて、家屋に被害を与えたり、通行の妨害になることも想定をされます。

樹木の中には、チャドクガがつきやすいツバキ、サザンカなどがありますが、冬場にはきれいな花を楽しませるため、公園は多くの人を利用し、子どもは公園内のあらゆるところに入り込み、害虫に気づかず触れてしまい、刺されて皮膚炎などの被害を受ける可能性があります。

公園の樹木は住民の生活に密接な関係がありますので、さまざまな安全対策や配慮が必要だと思っております。公園の樹木の適切な剪定や間伐、チャドクガ等危険な害虫がつきやすい木の伐採を計画的に実施し、よりよい公園となるような維持管理に努めてもらいたいと思っております。

そこで、現状の維持管理と今後の計画的な維持管理についてお答えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。それでは、木口屋議員のご質問にお答えいたします。

本町では現在、57か所の公園と25か所の緑地、合計82か所の公園緑地を維持管理しており、そのほとんどにおいて樹木が植栽されております。

公園の緑は、都市環境の維持・改善機能、防災機能、景観形成機能、健康・レクリエーション機能など、さまざまな目的や役割を担っております。

具体的には、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、大規模地震火災時の避難地や延焼防止、また、心身ともに豊かで充実した生活を送るための健康・運動・コミュニティー活動の場になるなど、公園は「SDGs未来都市さん

ごう」の実現を目指す私たちの生活にはなくてはならない貴重な施設であります。

現在、公園樹木の管理については、落ち葉対策を含め、おおむね3から4年に1回程度を目安に枝葉の剪定を実施しており、枝張りが大きくなり過ぎたものや、道路を含め周辺の土地に越境しているものなどを優先的に行っております。

なお、立ち枯れしている樹木など倒木のおそれのある危険木については、速やかに伐採し、事故を未然に防止するよう努めております。それ以外の樹木の伐採につきましては、一旦行ってしまうと元どおりにはならないため、地域の自治会と慎重に話し合いをした上で、やむを得ない事情がある場合に限り、伐採を行うようにしております。

また、議員おっしゃいますチャドクガや毛虫などの害虫が大量発生した場合は、薬剤を散布し、速やかに害虫の駆除に努めているところでございます。

今後におきましても、全ての方が気持ちよく、安心してご利用いただけるよう、公園樹木の剪定や伐採など、良好な公園緑地環境を保全するため、しっかりと維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木口屋議員、再質問を許します。

9番（木口屋修三）（登壇） ご答弁いただきました。

公園の樹木は、おおむね3年、4年に1回ということで行っているということでございまして、それからチャドクガ、毛虫等についても、大量発生をするにつけては駆除をしていただいているということでございました。大きく張り出しました、大量の落ち葉を現認されていると思いますので、現状に合った計画的な維持管理を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤勇二） 9番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。一問一答方式で行います。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、子どもの悩みをいち早く聞き取る手段としてChromebook活用をということで、12月議会からの持ち越しでご質問させていただきたいと思っております。

近年、子どもの自殺の状況は深刻かつ対策は急務です。令和4年3月、「令和3年中における自殺の状況」というレポートが発表されました。これによると、令和3年の10代の子どもの自殺者数は749人となったそうです。この数字は、

やはりコロナ禍以降、増加傾向にあり、今の日本の子どもの死因第1位が自殺であるという、ほかの先進国にはない傾向も見られます。

以前から「いのちの電話」に代表される電話相談窓口というのがありまして、最近では相談の敷居を下げるのに大いに役立ったLINE等、SNSでの相談もありますが、小中学生は、スマホはもちろん、気兼ねなく使える固定電話、家の電話などになるんでしょうけども、そういうのもあるとは限らないというような状況です。

そこで、三郷町の子ども全員が持っているChromebookを活用して相談につなげる方法を検討できないでしょうかということです。

国も令和4年10月、自殺総合対策大綱において、GIGAスクール構想で配付されている端末の活用等による自殺リスクの把握や、プッシュ型の支援情報の発信等の取り組みを推進するとしています。

専用アプリで心の状態を毎日記録して、フォローして、相談も町で受けて対応するというのができれば望ましいんですけども、最初からそこまで行かなくても、まずは各端末に分かりやすく、一般の子ども向けチャット相談などへのリンクを配置して、定期的にその利用を呼びかけるなどというところから第一歩となるのではないかと思います。子どもの痛ましい自殺を防ぐために、すぐできるところから始めていただければと思いますが、いかがでしょうか。町の見解をお聞きたいします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、子どもを取り巻く環境の変化により、小中学生の自殺状況が深刻になってきており、そのような中、全国の令和3年調査における小・中・高等学校から報告のあった自殺をした児童・生徒数は、小学生で8人、中学生で109人、高等学校では251人となっており、児童・生徒が置かれていた状況は、家庭不和、保護者等の叱責、進路問題、友人関係など、さまざまな状況が挙げられております。

なお、これらの課題の早期発見や支援のための教育相談支援といたしまして、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、昨年度からはSNS等を活用した相談事業が全国展開されているところでございます。

議員おっしゃるように、いざ小中学生が悩みを打ち明けたいと思っても、そのツールを持っていないこと、また、家庭の電話を使用することも難しい環境であることから相談ができないということも考えられます。

しかしながら、本町では、令和2年度に全児童・生徒1人1台Chromebookを配置し、児童・生徒にはそれぞれアカウントを付しており、担任の先生や学校カウンセラーなどに直接チャットや音声通話で相談することが可能なため、現在は、学校を欠席した児童・生徒と担任の先生との間で本機能を活用しているところがございます。

今後は、学校の先生方に悩み事を相談することにも活用できるよう進めてまいります。

また、Chromebook活用以外では、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る等の適切な対応ができる人、いわゆるゲートキーパーを養成する職員研修に今年度は中学校の一部の先生方に参加していただきました。参加された先生方には大変好評であったため、本年8月に町内全ての小中学校及び幼稚園、保育園の先生方を対象に実施し、こちらと並行して児童・生徒の自殺防止の対策を行ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁いただきまして、おおむね前向きに進めていただけるということで理解いたしました。先生方も日々お忙しいところですが、子ども達のためにゲートキーパーなどの知識を得るように頑張ってくださいということで、心強く感じております。

ご答弁いただいたとおり、ぜひ可能なところから進めていただけたらというふうに思いますけれども、10代の子どもについては、女性より男性のほうが自殺者数が多いんですけども、SNSでの広い意味での文字での相談、チャット、LINEとか、そういうのもなんですけども、そういう相談件数は女性のほうが圧倒的に割合が高いというふうな報告もあります。そのため、ちょっと難しい面も、いろいろ工夫が要るかと思っておりますけれども、とりわけ男子生徒に相談してもらえ、相談につなげるための工夫を留意して進めていただければというふうに思います。

子ども達の抱える悩みというのは本当に状況も千差万別で、それを拾い上げて

相談などにつなげる方法も、いろいろな方法を試していくほかないものというふうに思われます。先ほど澤議員の質問にもあった子ども食堂であったり、メタバーのサードプレイスであったり、今回のChromebookを入り口とする相談であったりと、さまざまな窓口、機会をつくりながら、子ども達の小さなSO Sを拾い上げていくと、そういう姿勢でこれからも取り組んでいただければと思いますとの希望を申し添えて、質問を終わります。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、私から2問目の質問ということで、マイナンバーカードの普及に合わせて「書かない窓口」の実現をとということで質問させていただきます。

現在、政府はマイナンバーカードの普及促進を図っていますが、現在のところ、仮にマイナンバーカードを取得しても利用する機会がほとんどないというのが現状です。

一方、行政手続の上では、住所、氏名等の情報を申請書に何度も書かなければならないという場面も多くありまして、これが効率の低下を招いているといたしませんか、窓口回転を悪化させているというようなことも多々ございます。

そこで、例えば、マイナンバーカードを使って、券面の記載情報、住所、氏名、生年月日ということなんですけれども、そういうのを自動で申請書に印刷できる窓口用端末の導入や、さらには、「書かない・待たない・回らないワンストップ窓口」を目指してデジタル庁が取り組んでいる窓口DX SaaSへの積極的な参画というのも検討してはいかがでしょうかということで、町の今後の窓口デジタル化への姿勢をお聞きいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、「令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示され、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組まれているところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、マイナンバーカードを取得しても、利用機会が現段階ではあまりないことが現状の課題となっております。

本町におきましても、マイナンバーカードの利用機会を創出し、少しでも利便性を実感いただけるよう、コンビニ交付での証明書発行手数料を本年4月より10円にするものでございます。また、本年4月より、子育てや介護等に関する手続25業務と転出手続のオンライン申請を開始するなど、マイナンバーカードのメリットが実感いただける取り組みを積極的に進めていく予定であります。

そのような中、本年1月末にデジタル庁より、議員ご指摘の自治体窓口DXaaSに関する説明があり、その内容が公表されました。自治体窓口DXaaSとは、国が設置したデータセンター上に構築する「書かない窓口システム」などをセキュリティー上、安全なネットワークを経由して利用するものであります。国は、この自治体窓口DXaaSを今年の夏より実証的に提供することを目標にしております。機能面としては、業務のナビゲーション、マイナンバーカードの券面記載事項読み取り、申請書作成機能、ほかのデジタルサービスとのAPI連携の実装が予定されております。それらを活用することによりまして、住民の方々の利便性の向上と職員の業務効率化の両立が見込める非常に有効なサービスとされております。

しかしながら、自治体窓口DXaaSの導入は、窓口の業務改革（BPR）をあわせて行うことが必須なサービスであると言われております。そして、窓口の業務改革をせずに導入した場合、一部の機能しか使用できず、手続が逆に煩雑化してしまうこともあるようです。それらを踏まえまして、本町といたしましては、令和5年度に予算化しておりますDX推進支援業務の中で、窓口の業務改革及び自治体窓口DXaaS（書かない窓口）の早期導入に向けまして検討を重ね、本町の実情に応じた姿を導き出し、積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、それらとあわせまして、インターネットやパソコン等の利用が苦手な方にもデジタルの利便性をご享受いただくため、デジタルデバイドの解消にも全力で取り組み、全ての人々が尊重し合い、支え合い、互いを認め合う、誰一人排除せずに共生する社会である「インクルーシブシティさんごう」を目指し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁いただきまして。私、質問のほうで、まず一つ目の選択肢として、マイナンバーカードを使って券面記載情報を自動で申請書に印刷できる窓口用端末というふうなお話を出させていただきました。これ、窓口においてあって、マイナンバーカードを使って申請書を出す操作をすると、その申請書に氏名とか住所とかが書かれた状態が出てくる、申請書が出てくるというふうな、そういう端末なんですけども、そのあたりからといたしますか、始めていかれてはどうかというふうな趣旨で出させていただいたんですけども、今回、ご答弁中では、さらにその先に行くDXaaSへの積極的な取り組みということでご答弁いただきました。本当に期待しております。

ご答弁の中で触れていただいていたように、窓口DXを達成するにはBPR、これはビジネス・プロセス・リエンジニアリングというふうな略語らしいんですけども、その手続の進め方とか、そういうところを再構築して効率よくしましよというふうな経過が要するというふうに言われています。

このような抜本的なBPRを行った結果、いろんな窓口を渡り歩いて、いろんな手続を行うといったこともなくなって、以前から問題意識を持たれている議員さんが複数おられました「お悔やみ窓口」のようなワンストップサービスの申請窓口も実現していくのではないかなというふうに期待しております。

今後、ご答弁いただいたみたいなの、4月から25のオンライン申請ができるというふうに言っていただきました。このような家から電子申請で来所せずに行行政手続というのをもちろん進めたいというふうに思う一方で、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」を目指すためということで、デジタルデバイドの解消のための講習会であるとか、そういう事業、さらには、来所者に対して、人によるサポートを受けられる申請窓口を置いて、申請の受付をした上で、行政内部の事務についてはデジタルトランスフォーメーション、デジタル化による効率化、迅速化を目指すという両立ての方向で進めていただければいいのではないかなというふうに考えております。

今後の三郷町行政のデジタル化の進展に期待しつつ、質問を締めさせていただきます。答弁は結構です。

議長（伊藤勇二） 2 問目の質問は終了しました。

7 番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願い
いたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 2時45分